

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年6月13日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告について
日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について
日程第7 委員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について
日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告について

日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第7 委員の派遣について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 益塚 敏

書 記 山 崎 直 文
 書 記 記 鷺 見 良 子
 書 記 記 佐 藤 潤

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
 副 市 長 佐々木 雅 之 君
 副 市 長 久 保 和 幸 君
 教 育 長 小 野 浩 一 君
 総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
 市 民 部 長 中 村 勝 己 君
 健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
 経 済 部 長 高 橋 光 男 君
 建設水道部長 長 内 和 明 君
 教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
 教 育 部 次 長 湯 浅 俊 春 君
 市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
 市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
 営業戦略室長 常 本 史 之 君
 上下水道室長 斎 藤 一 彦 君
 会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
 監 査 委 員 手 間 本 剛 君
 建 築 課 長 中 野 博 君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

17番 山口 祐 司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民と行政との協働によるまちづくりについて外3件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名いただきましたので、4点について質問したいというふうに思いますが、去る5月25日にお亡くなりになりました故宗片議員に対してこの場をおかりして謹んで哀悼の意を表させていただきたいというふうに思います。個人的なことでありますが、宗片議員とは同じ町内に住んでいることから、私が議員になって以来議員活動、そして町内会活動の先輩としてとても親切に、熱心に御指導いただきました。本当にありがとうございました。

さて、質問ですけれども、1点目です。市民と行政との協働によるまちづくりという観点で、名寄駐屯地記念行事について、市民の中に賛否両論がある市中パレード及び災害訓練の具体的な内容についてお知らせください。

また、平和行政、平和教育の推進について、これまでの取り組みと今後の取り組みの考え方についてお知らせください。

次に、3月の定例会においても多くの議論がありました名寄市の除排雪についてですが、行政報

告で実施の状況の報告はされていますが、平成24年度の事業を終えて見えた課題と今後25年度のシーズンに向けた取り組みについてお伺いしたいというふうに思います。

3点目ですが、公共事業の発注、契約と地域の活性化についてお伺いします。公共事業の落札率については、高どまりということはないでしょうか。その結果、市民負担増になっていないかお伺いします。

次に、当市の指定管理者制度、入札制度における地元優先の考え方について、さきの佐々木議員の一般質問にもありましたが、成果と雇用や品質確保、保証に結びついているかについてお伺いいたします。

次に、以前から労働条件や賃金を守り、保障することを目的に公契約条例、制度が必要という観点で私自身も質問させていただいておりますが、議会の中でも何度か質疑があったというふうに思います。理事者の回答については、研究、検討という回答がいつもの回答となっていました。その研究の状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、コミュニティバス実証試験運行について伺います。行政報告にもあるように、なよろコミュニティバスは実証試験運行から1年を経過しようとしていますが、この間の利用促進の取り組みと交通弱者への対策についてお聞かせください。

また、市民の方からの要望も多く寄せられているのではないかとこのように思いますが、どのようにしてその意見集約を図り、見直しをしていくのか、その進捗状況と今後のスケジュールについてお聞きをし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。奥村議員から大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1及び大項目3と4につきましては私から、大項目2は建設水道部長からの答弁と

なります。

まず、市民と行政との協働によるまちづくりの名寄駐屯地記念行事について申し上げます。名寄駐屯地が創立60周年を迎えるに当たり、市内外の構成25団体により名寄駐屯地記念行事協賛会が3月に設立され、同月12日に名寄駐屯地に対し協賛会として市中パレードの実施、災害派遣救助訓練の実施、その他市民が楽しめるイベントの開催の3項目について要請をし、5月21日に名寄駐屯地から要請に対する回答をいただき、実施される運びとなりました。今月16日に開催される記念行事の一つである市中パレードについては、午前11時から午後12時の間において市内3条通を南1丁目から南9丁目まで、歩行による行進はなく、120台から成る車両や戦車、装甲車などでの行進が予定され、その前段にはオートバイドリル及び格闘演舞が実施されます。なお、実施に当たっては警察を初め関係機関との協議が調っているほか、パレード周辺の町内会及び各関係商店街の承諾をいただいております。沿線住民への周知も図られているところであります。

次に、訓練展示について申し上げます。同日南広場においては、災害派遣救助訓練の一環として訓練展示が行われます。訓練展示では、自衛隊、警察、消防による三位一体となった救助を計画しており、大規模震災の場を想定し、人員の搜索、救助、後送が実施されます。その中では、瓦れきの中からの人命救助を想定しており、高度救助活動に必要なヘリコプターの出動も行われる予定です。また、その他にも装備品展示コーナーが設けられ、自衛隊車両の展示などのほか、市民有志による模擬店が出店されるなど、市民が楽しめるイベントとして実施される予定であります。60周年を契機に地域とともに歩んできた歴史をお祝いし、新たなまちづくりの基点となる行事になればと考えております。

続きまして、平和行政、平和教育の推進について申し上げます。本市では、合併後の平成19年

3月に改めて非核平和都市宣言を制定、非核三原則を堅持していくことが世界唯一の被爆国である我が国の責務であり、人類共通の願いである戦争のない世界平和と核兵器廃絶、幸せな市民生活を守るため宣言したものです。宣言制定後は、この精神にのっとり憲法記念ロードレースや戦没者追悼式、平和音楽大行進などを実施しているほか、平成22年には広島、長崎の両市が主催する平和市長会議にも加盟をしたところであります。今後ともこれら事業を継続するとともに、各種民間団体が主催する平和推進事業と協調を図る中で恒久平和を祈願し、その思いを市民とともに共有してまいります。

続きまして、大項目3、公共事業の発注、契約と地域の活性化について申し上げます。まず、近年における名寄市の契約係所管の落札率について申し上げます。建設工事と委託業務を合わせた平均落札率ですが、予定価格の事後公表を実施している平成22年度から平成23年度について申し上げます。平成22年度では事前公表で92.36%、事後公表で94.04%、全体では93.85%です。平成23年度では、事前公表で95.09%、事後公表では95.88%、全体では95.70%です。平成24年度では、事前公表で96.44%、事後公表で95.21%、全体で95.88%となりました。この3カ年における全体平均の落札率は、95.14%となっております。この落札率は、近隣の土別市が94%から95%で推移しておりますので、ほぼ同程度であります。旭川市では平成24年度で91.65%、札幌市では平成23年11月末データで89.45%であり、中核都市、政令市と比較すると名寄市の落札率は比較的高いものと判断しております。落札率は、予定価格に対する落札額の割合ですが、著しく低い落札額では品質の確保が難しくなるという側面があります。また、予定価格は、その工事などの事業目的を達成するための標準的な価格を示しているものであり、不当に高い金額で契約することを防止す

るというものでもあります。落札率は、競争が激しい都市部に比較すると高いものではありませんが、予定価格の範囲内であり、また低過ぎる落札額ではありませんので、財政的な面と品質保証の面から市民負担を増加させている状況ではないと判断をしております。

続きまして、指定管理者制度、入札制度における地元優先の考え方と品質確保についてであります。指定管理者の選考や入札におきましては近年の厳しい地域経済状況を踏まえ、地元企業の参入や受注機会の拡大を図ってまいりました。この場合におきましても競争性の確保が大前提であり、その中で地元企業の育成、技術力の向上、地域経済の活性化を目標としてまいりました。指定管理者の選考におきましては、指定管理者候補者の選考委員会で候補者から提出された事業計画、実績などを検討し、金額だけではなく、品質の確保を担保できる事業者を選定しております。入札におきましては、著しい低価格での入札による品質低下などの弊害を防ぐため、低入札価格調査制度の導入を図っております。また、予定価格の事前公表により入札及び契約内容の透明性を図り、過度な競争による品質低下を防止することもあわせて実施をしております。市の発注する公共事業、委託事業は、地域経済を活性化し、市内経済に与える影響も大きいものと認識をしております。また、地元企業の経営の安定化、さらには地元での雇用確保などのため優先的に地元企業への発注に取り組んでおります。地元企業の参加を公正な競争のもとで積極的に推進することで品質の確保を図り、ひいては市民全体の利益となるような指定管理者制度、入札制度となるよう今後とも取り組んでまいります。

続きまして、地元で働く勤労者の労働条件の向上のための公契約条例制定についてであります。前段お話ししましたとおり現在名寄市では公共工事の適正な施工の確保を図るため一般競争入札の実施や低入札価格調査制度の導入、また予定価格

の事前公表を一部工事で実施するなどしております。平均落札率につきましても平成24年度の建設工事と設計委託合わせて95.88%、比較的人件費の比率が高い委託業務では平均落札率が93.10%であり、過度な低価格競争下での落札率とはなっておりません。特に名寄市では、低入札価格調査制度を設け、品質の確保を図るとともに、低価格競争に一定の歯どめをかけております。また、予定価格の積算におきましても北海道の積算基準に基づき一般管理費などの共通経費を積算しておりますので、利益率においても一定の確保ができるものと考えております。名寄市における公共事業は、（仮称）市民ホール建設事業や名寄市立総合病院精神科病棟改築事業などの大型事業の実施はもとより、道路修繕など経常的な事業もあり、極端な減少傾向にはありません。また、国の緊急経済対策により今後も一定の公共事業は確保できるものと想定しておりますが、公共事業の建築や土木といった種別においては隔たりが生じたり、今後の経済状況によっては事業量の減少も想定しておく必要があります。このため入札制度を常に検討しながら、過度の低価格競争を避け、公正な入札と地域経済の活性化、地元企業の健全育成が必要と認識をしております。

公契約条例につきましては、入札等審議委員会などにおいて札幌市などの事例をもとに研究しておりますが、市並びに業界での事務量増とこれによる経費の増や入札制度そのものの改善が先決であるといった意見など、さまざまな課題も出てまいりました。本市におきましても公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件、業務の質、適正な価格の確保を念頭に受注者への指導や積算内訳書による確認も引き続き実施し、引き続き公契約条例に関する研究を進めるとともに、平均落札率の推移などの変化も見逃さないように公正、適切な契約に努めてまいります。

次に、大項目4、なよろコミュニティバス実証試験運行について申し上げます。なよろコミュニ

ティバスは、昨年7月の実証運行スタートから間もなく1年を経過するところであります。今回の実証試験運行の目的については、高齢者社会に対応したバス文化の創造と利便性の高い公共交通サービスの提供を図ることにより、バス車両のワンステップ低床化を初め、医療、福祉を中心とした公共施設への接続、バスの色や停留所もわかりやすくするなど高齢者に対する利便性に配慮してまいりました。また、利用促進としましては、4月1日の駅前交流プラザよろーなオープンに合わせて、アンケート等で市民要望の多かった駅前での接続を改善するため西回りの昼間の便数を3便ふやすとともに、よろーなへの足の確保を目的として約2カ月間を駅前降車無料とするオープン企画を実施してまいりました。さらには、この春に入学した市立大学生や転入者には無料の乗車券を配付するとともに、市民見学会においてもコミュニティバスの案内を行うなど利用促進を図ってきたところです。

次に、意見の集約方法と進捗状況につきまして、まず今後のスケジュールとして、この6月で1年を経過しますので、この1年間の利用データの検証と市民、利用者の意見を伺い、庁内及び地域公共交通活性化協議会での議論を経て秋口の見直しを予定しています。また、意見集約の方法についてであります、さきに緊急雇用創出推進事業の補正予算の議決をいただきましたので、これらを活用し、年齢層、地域別にきめ細やかな住民ニーズ調査を行い、反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大項目の2、名寄市の除排雪について、平成24年度の事業を終えて見えた課題と平成25年度シーズンに向けた取り組みについてお答えします。

平成24年度の冬期間の降雪状況につきましては、3月31日での降雪量784センチメートル、

最大積雪深では151センチメートルとなり、過去5カ年の実績比較では降雪量で66センチメートル、最大積雪深では昨年と比べ34センチメートル多くなっております。除雪につきましては、名寄、風連地区の市街地、郊外地区路線合わせて445キロメートルの除雪作業を行いました。12月の大雪及び3月の吹雪を伴った降雪がありましたが、1月、2月の降雪が少ないこともあり、名寄地区で市街27回、郊外40回、風連地区は市街で38回、郊外で50回の出動となり、昨年とほぼ同じ出動回数となっております。排雪作業では、名寄地区の市街地生活路線92キロメートルにおいてカット排雪を1回から2回、積み込み運搬排雪は幹線道路及び通学路34キロメートルを1回から3回、交差点排雪を複数回行ったほか、本年の除排雪の特徴として12月上旬の大雪により一気に積雪がふえたことにより全市的に道路幅員が狭くなってしまったことから、排雪が行われるまでの間の幅員確保のため幅員の狭くなった道路においては通常の除雪のほかに新たに積み上げ除雪などを行い、また交差点排雪の時期を前倒しし、市道の冬道の安全を確保してまいりました。排雪ダンプ総数につきましては、4万1,587台と前年に比べ約1万300台増となり、1.33倍となっております。排雪ダンプ助成事業につきましても集中した降雪の影響により、排雪作業の効率が上がらないことが想定されたため、緊急避難的に名寄市立大学のグラウンドを雪堆積場として開放いたしました。利用件数につきましては2,017件、ダンプ台数8,364台と前年度に比べ約1.57倍の増となり、排雪ダンプ助成事業の中で過去最高の台数となりました。

このような状況を踏まえまして、除排雪事業を総括する上で何点か明らかになった課題がございます。ただ、現在作業を進めている最中ですので、具体的な解決方法までは整理されておりませんので、そのうち何点か報告をさせていただきます。1点目は、除排雪の手法であります。大雪時にお

いては、除雪出動と排雪業務が休みなく継続され、登下校の児童生徒の通学確保、通勤時における幹線道路の交通の確保を優先することで生活道路への除排雪対応がおくれる結果となり、市民生活に支障が出たところであります。また、除排雪オペレーターの高齢化により熟練した経験者が不足している中で従来の除排雪水準が確保できなかった点もあるのではないかと考えております。除排雪に対応いただいている委託業者は、これまで夏場の公共事業や冬期間の除排雪事業など年間を通して事業を行っていただいておりますが、ここ数年の公共事業予算の縮減の影響や会社経営の合理化で社員の確保や車両の維持が以前のようにできなくなっているなど社会要因もあることから、公共事業全般から考え方を整理する必要があると考えております。

2点目では、大量の降雪時に除排雪事業者が対応できるマニュアルなど、指示徹底が行き届かなかった点が考えられます。このことは、非常時の現場対応と現場対応の後の事務処理や実績報告方法などで工夫を加えることで省力化が可能な部分がないか点検をし、業務の精度向上などソフト面の効率化が必要と考えてございます。

これらについては、現時点で整理すべき点の一部であり、細部についてはさらに整理が必要と考えております。

次に、今後の対応についてであります。7月以降において建設水道部内で整理した事項について各事業者との協議を行い、素案を作成し、平成25年度からできるもの、次年度以降に改善するもの、これら対策に要する費用などについて整理を行うとともに、除排雪事業の改善に着手したいと考えております。また、除排雪事業に対する市民の理解と協力は不可欠でありますので、今後除排雪事業者と確認する改善点についてお知らせをするとともに、すぐにでもできるもの、改善に時間を要するものなどを整理し、町内会連合会などと協議をさせていただくほか、時間はかかりますけ

れども、市民との協議を行い、意見を吸収し、よりよい名寄の冬の生活を送る工夫を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 最初に、記念行事についてお伺いしたいことがあります。

ここ何日かヘリコプターがまちの中でホバリングというか、をしているのを見ました。先ほどの災害訓練の関係でヘリコプターのリペリングですか、というのも実施をするというお話ですけども、まちの真ん中でヘリコプターがああいう形でやることについて市民の方不安に思う方がいるのではないかと思います。この間取り組まれる内容について余り詳しく知らされていなかったのもあるというふうに思いますので、より一層そういう感があるのではないかとこのように思います。

そこで、協賛会のほうで3点にわたって駐屯地に対して要請をしたという中身の中で、このヘリコプターの降下訓練については具体的に要請をしたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） ヘリコプターの使用について具体的な要請はしておりません。あくまでも災害救助訓練という形でお伺いをしたということであります。通常自衛隊の場合、東日本の大震災のときもそうでありましたけれども、さまざま持てる資機材をもちまして災害救助を行うということがありまして、ヘリコプターの利用につきましてはある意味必要なものというふうな判断があってヘリコプターを利用されるということだと考えております。それで、実は昨日から何回かにわたってヘリコプターの使用に係る安全確認をしております。それでリペリングというある意味低空飛行しながら、そこから隊員がおいて災害現場のほうに到着をするという訓練についてはどうも場所の状況からして風の影響が非常に大きいという判断もありまして、リペリングそのものは

一応回避をする方向で検討するというようなお話をいただいております。あくまでも模擬的に上空をヘリコプターが飛行するということは多分あると思いますけれども、そこから低空で隊員が降下するということにつきましては一応回避をするというようにお話を伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 要請の仕方かもしれませんが、具体的な要請、そういった意味で今ありましたヘリコプターの降下訓練みたいなものについては要請もしていないという中で、自衛隊としてはそういう意味では宣伝ですから、通常やっている業務ということでそういうことも考えたのかもしれませんが、市中で行われるということでいえば、安全の対策の担保については名寄市がやっぱり背負わなければならないのだというふうに思います。そういう意味で要請にない中身を次から次へと出してくるということについて、名寄市としての安全の担保の仕方について、今協議で降下の訓練はしないということでありませけれども、ヘリコプター自体がそういう形で町中を低空ではないにしても飛んでいくということについて、この間誰も想定をしていなかったのだというふうに思いますし、ここにきてそういうのもあるよという話では市民の皆さんに不安を与える、そういったことになっているのではないかとこのように思いますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回さまざまな行事が行われるということで、特に公道を使用してでの一定程度パレードも含めて安全確認につきましては相当綿密に警察、消防等も含めて対応されているというふうに伺っております。ヘリコプターの使用につきましても当然安全確認含めての確認をするということで、今般さまざまな試験飛行もやられるということでありますから、その辺につきましては通常における安全確認の手法のもとでし

っかり安全担保はされるものというふうに考えております。特に公道使用に当たりましたも当然警察とそれぞれ綿密な調整もされているというふうに伺っておりますので、安全確認そのものはしっかり主催者側、自衛隊側としての確認もされているという認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 安全確認の関係については、やる側だけにお任せする話ではないのだというふうに思います。市街地、公道を使つての行事ということでありますから、当然名寄市が責任を負わなければならないというふうに思いますし、事前の調査含めてやっぱり危ないものについては実施してもらったら困るという形の要請の仕方とか、やめてくださいという話も含めてしておかなければならないのではないかとこのように思います。その辺についてそういう形ではされたのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回道路占用も含めまして私ども許可を出すと、市道の場合は私ども許可を出すと、そして南広場を当然使用されるということで、その使用許可につきましても私ども許可を出しているということでありまして、おおむねいただいた資料の中で安全の確保はされるものという判断のもとでそれぞれ許可を出させていただいているということでありまして、私ども許可をする上で一定程度書類上の安全確認をさせていただくということでありませけれども、実際に実施等に当たりましたはそれぞれ占用の許可を出す、それから警察署への許可等含めていわゆる申請する側がおおむね細かい資料なり内容なりを説明をするというような立場になりますので、市はまさに主催者のほうで、主催者というか、実際に事業を行う側のほうでやるということが通常これまでの一連の取り組みの中での流れになっているということで、私どもが具体的にその中身について責任を持って説明をするということにつき

ましてはなかなかやるという状況には今までの間も含めてないということであります。しかしながら、周辺の安全確認等含めてやはり市の土地なりとか、市がある意味許可を出すという立場でいくと、一定程度問い合わせがあった場合についてのさまざまな確認等につきましてはさせていただいて、情報提供はさせていただいているというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今ありましたように、最終的にやっぱり市が責任を負わなければならないことだというふうに思います。そういう意味では、市民の皆さんも責任を負わされることになるのです。それについてやっぱりどういう形で安全が担保されているのか、心配があるものについてはやはり拒否をするというか、頼んだ側かもしれないけれども、やめていただくようなことも含めてしていかなければならないというふうに思っています。

それで、市長にちょっとお伺いをしたいのですが、この駐屯地の記念行事を市中でやるということの目的について、この間もお話されていると思いますけれども、改めて目的は何かということと、市長が協賛会の会長ということで駐屯地に要請される前、それからされた後も含めて要請しないようにということで市長のほうに申し入れがあったというふうに思います。その中で自衛隊の方が武装してまちを歩く、あるいは戦闘の車両を見る、そういったことからやっぱり戦争を思い起こす、本当に平和が脅かされるのではないかと、そういった思いにつながるということをお話された部分があるというふうに思います。そういう意味で武装での市中パレードに反対をする人がいるということについて、市民の中に多くいるということについて御承知しているかどうかもお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 60周年の市中パレード

等の記念行事の開催につきましては、これまでも本当にさまざまな場面で新聞等でも報道させていただいたとおりでありまして、改めて我々この60年の間自衛隊とともにまちづくりをしてきたということで、ほかの地域とは違う特色を持って自衛隊とともに、自衛隊の皆さんにお世話になりながら、あらゆる経済的な側面、まちづくりの側面、あるいは災害救助の側面ということで本当に一体となってまちづくりをしてきたと。このことに感謝をし、またこれからもともにまちづくりをしていくということの思いも含めて、この60年を契機にこうした記念行事を開催するのが望ましいのではないかとということで協賛団体、関連する団体に働きかけをさせていただいて、皆さんの御賛同をいただいて現在に至っているということであります。この間さまざまなそうした戦争を想起させるであるとか、そうした声があるのも一部、もちろん直接私のところに来ていただいたものもありますので、承知はしておりますし、民主主義の国家ですから、さまざまな考え方があるのも当然これは事実だというふうに思います。改めて自衛隊の皆さんが称賛をされるというか、そうした事態というのは国が有事のときであるとか大変なときであるということなのでしょうから、なかなかそうしたことはあり得ないだろうと。しかし、日ごろから見えないところでさまざまな訓練を積んで、さまざまな努力のもとに自衛隊さんが仕事をしているということを我々地域住民はしっかりと理解をし、支えてあげる必要があるのではないかと。そんな思いも含めて今回この周年事業に当たり、それぞれさらに理解を深めて前に進んでいこうという思いで協賛会の皆さんに御賛同いただいて現在に至っているということでありまして、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長からありましたように、今回の目的ということでいえば、駐屯地のより一層の理解、市民の皆さんの理解、それか

らもう一つ、交流を深めるといふ、そういったことが目的だといふふうには認識をしますけれども、やはり武装に対する懸念を持つ市民の方がいることからすれば、公平公正で全ての市民の安全や生活を守る立場の市長のとるべき態度というのはどんどんやってくれ、ぜひ皆さん見てくれといふことではなくて、武装しない市中のパレードであったり、武器や兵器の市中の展示のない交流の場を要請すべきだったといふふうに思います。名寄駐屯地の隊員、それから家族の方と市民が長い時間をかけて築いてきた良好な関係が名寄にはあるといふふうに思います。今回のことで、そういう意味ではそのことを悪化させる契機とやっぴりなるのではないかといふふうに思います。また、市民の皆さんが駐屯地の日ごろの活動などを理解、認識を深めることにはつながらないと、そういうふうに思います。市民に対して多くの混乱をそういう意味では引き起こしている市長の責任は大きいといふふうに思います。そのことを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

平和行政、平和教育の推進でありますけれども、先ほどの答弁でいきますと今後の、これまでの取り組みについてはこの間も幾度となく同じことが報告されていますけれども、今後の具体的な取り組みについては示されていなかったのではないかといふふうに思います。友好を深めています杉並区では、平和を推進するためということで平和の展示とコンサート、平和のためのポスターコンクール、平和のカレンダー作成、戦争被害や広島、長崎の原爆被爆の写真のパネルの貸し出し、そういった取り組みがされています。そのほかにも核実験への抗議であったり、黙祷の呼びかけといふのもされているそうであります。道内においても深川市では、非核平和都市宣言記念式というのをやっているそうであります。また、平和朗読会の開催をしているようであります。帯広においても平和の絵の募集、それからそれによる平和カレンダーの作成、平和コンサート、千羽鶴を折って広

島原爆ドームのところへ送る、そういった取り組みもされているようであります。名寄市の非核平和都市宣言、それから行政報告の中にもありました平和市長会議への加盟もされているということで、そういった精神の具現化ということを図るといふ意味ではこういった取り組みも、ほかにそういった具体例がありますので、名寄市としても取り組みを進めていくことが必要ではないかといふふうに思いますけれども、今後のお考えいかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 平和に係るさまざまな取り組みにつきましては、今お答えをさせていただきました取り組みとあわせて、既に議員も実際にかかわったいわゆる戦争体験をDVDにまとめて、そして学校教育に活用するという、そんな具体的な活動も23年から始められまして、この辺につきましては学校教育の中で活用されているということで、そんな取り組みもあります。そして、今杉並区の例のお話もありましたけれども、ポスターコンクールでありますとか、改めて幼いときから一定程度平和に係るさまざまな機会を得るといふことは大事なことであるといふふうに認識をしております。まずは、学校教育の中で一定程度戦争でありますとか、そういう平和に対する考え方をしっかり享受をしていただいた上で、それをもとにさまざまな形で例えばポスターコンクールに参加をしていただくとかといふ、ある意味そんな段取りもまた必要になるのかなといふふうにも思っております。この辺につきましては一般の方対象のさまざまな取り組み、それから子供たちへの取り組み等あるかと思っております。これにつきましては、先進的な都市の事例もあるということですので、教育委員会等と相談させていただきながらちょっと検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今教育委員会との協議

検討という答弁がありました。私も平和行政はそのまま平和教育だというふうに思います。いじめや差別、それから虐待、暴力犯罪も含めた全ての暴力的なことを含めて、これを否定し、人を思いやり、理解、協力することで平和が実現するのだというふうに思います。そういう意味では、今後協議もどういう形でされるかわかりませんが、教育長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 名寄市におきましては、平成19年3月でしょうか、恒久平和と幸せな市民生活を守るために非核平和都市宣言をしたということでございます。本市ではこの精神にのっとった具体的な取り組みとして、一昨年小中学校、高等学校教育の教材としても使用できる戦争体験を語り継ぐDVDですか、これ奥村議員が館長であったときのことだと思いますが、作成と配付を行いました。また、昨年は北国博物館企画展で戦争体験を語り継ぐパネル展などの取り組みも行われているところでございます。これらにつきましては、平和の大切さを市民の皆さんに考えさせる名寄市の独自の貴重な活動であると私自身認識しているところでございます。学校教育におきましても例えば中学校社会科においては、核兵器を初めとするさまざまな脅威の増大に着目させて、一回戦争が起これば、それは人類を滅亡させてしまう危険があるのだというようなことや日本国民は憲法の平和主義に基づいて戦争や地域紛争を防止し、率先してそれに努めなければならない使命を持っていることなどについて理解を深めさせる指導が行われているところでございます。したがって、今後教育委員会といたしましても学習指導要領に示されている日本国憲法の平和主義に基づいた授業を積極的に推進していくことが大切であるかと思ひますし、また名寄の取り組みであります戦争体験を語り継ぐDVDのこれからの活用促進でありますとか、戦争体験を語り継ぐパネル

展、あるいは平和音楽大行進もやっておりますし、戦没者の追悼式もやっておりますけれども、これらとの関連を図りながら平和に関する取り組みをさらに続けていくことが大切だと、そんなふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ぜひとも教育長におかれましてはもう少し踏み込んでいただいて、先ほど総務部長からもありましたように具体的な他市での取り組みを小学校なり小さいときからどういう形でそれを取り組むに当たって教育課程でどういうふうなことが必要なのか、その辺を実践していただくようお願いをしたいというふうに思います。

次に、除排雪の関係ですけれども、答弁いただきました中で課題は大きく2つかなというふうに思います。私が思ったのは、1つは業者との対応かなというふうに思います。とりわけ昨年は雪が多かったということもあったというふうに思いますけれども、除排雪の水準確保、それから労働力や機材の確保というのが除排雪には欠かせないものだというふうに思います。そういう意味では、早期の契約というか、毎年契約をするというふうに思いますけれども、早目の事業者との意見交換なり、その上での契約を、雪の量にもよると思ひますけれども、必要な業務量ができる業者との契約を早目にすることが必要ではないかというふうに思います。昨年ダンプが足りない、全体的な工事が減っている中で足りないということもあったと思ひますけれども、早目にそういったものを確保するというのも一つの方策だというふうに思ひますし、そういったことが必要ではないかというふうに思ひます。また、作業の内容についても例えば夜の排雪作業、これは働いている人に対する労働強化とか、そういうことも考えられますけれども、そういった対策とかも考えていく必要がないのかあるのか、お考えがあれば教えていただきたいというふうに思ひます。

先ほど言いましたように、早目の契約をするにしても一定そういった機械力や人員の確保ができる業者がきちっといないと、業者の方がいないと対策ができないというふうに思います。そういう意味では、夏場との関連もあるということで先ほどお話ありましたけれども、冬場の事業確保という観点から単価が少し安いのではないのでしょうか。その辺のことについても検討が必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、市民の皆さんとの対応だというふうに思います。この4月から名寄の除雪ということで広報に建設でつくったニュースを入れていただいています。そういう意味では、市民の皆さんに除雪ってこういうものだという周知は一定できるかというふうに思いますけれども、この間のいろいろな住民の皆さんが持っている課題というか、不満やそういうものについてどういう形で今後取り入れるというか、具体的にできるものとできないのがあると思います。それをどういう形で具現化するかということであると、一方的に市のほうでこういう形でやりますということ周知ということではなくて、事前の意見交換というか、そういう場をやっぱりつくっていく必要があるのではないかというふうに思います。その中では、例えば市の側での大変さや当然市の側からいくと住民の皆さんの大変さを意見交換をする中でお互い理解することが少しは、少しはですよ、不満やそういったものの解消につながるかもしれないし、お互いやれることがその中で出てくるかもしれないというふうに思います。例えば雪捨て場の関係なんかは、あれだけ大雪が降ると自分の敷地内にもう捨てられませんよね、捨てられなくなったのだという、そういう意味では道路に出したりすることもあったのだというふうに思います。雪捨て場の確保ということでいえば、町内会にある公園や何かを活用したりということもしかしたらできるのかなというふうに思います。当然町内会でのそういった管理が必要かというふうに思い

ますけれども、そういったこと等を住民の皆さんとやはり向き合って話をしながら解決策、具体的な取り組みを進めていくということが必要だというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員から5点だと思えますけれども、わたって御質問をいただいたと思います。

まず、1つ目は、夜の排雪ということでお話をいただきましたけれども、名寄の場合は朝2時から除雪をしております。風連の場合は、延長が短いので、朝4時からということで、これは両方とも子供たちが学校へ行く時間帯、7時半ぐらいになろうかと思えますけれども、それまでに何とか終わらせたいということから、両地区にちょっと差はありますけれども、その1時間前にきょう出勤するかどうかということで判断をして決めています。それは、あくまでも除雪であって、今度排雪の場合は除雪が終わってから業者の皆さんはまた8時過ぎぐらいから排雪に入ります。そういたしますと、夜もということになると事業者の人たちが非常に辛い思いするのかなと思いますので、そこは非常に厳しいかなと判断をしています。事業者の方と相談したことありませんけれども、ちょっと考えたら苦しいかなと、そう思っています。

もう一つは、早い契約であります。できれば早く契約したいというような思いはありますけれども、今回は大雪も含めて、総体的な見直しも含めて検討していかなくてはならないということからいけば、例年11月に契約をしておりますので、ことしも同じような11月になろうかと思えますけれども、一定程度の今回の見直しも含めてしていけば、9月ぐらいまでには一定のラインが出て、それから先ほど議員が言われました市民のほうにも周知ばかりではなくて意見を聞くという場もつくらなくてはならないと思っておりますので、通

常どおりの契約の時期になろうかなと思っており
ます。

もう一つは、単価でありますけれども、単価は
これまでも議会の場で何回もお話しさせていただ
きましたけれども、3カ年の平均値で単価を求め
ております。当然平均ですから、多いときもあれ
ば少ないときもあると、そういう部分があって平
均しますと、例えばことしみたいな大雪の場合に
ついてはその中に組み込まれていないという状況
もありますけれども、それは今まで補正で対応さ
せていただきました。そういうものも含めて、こ
れからどうあるべきかというのも1つは検討して
いかなければならない部分があるかと思ってい
ます。

それとあと、市民対応、先ほども言いましたけ
れども、周知ばかりではなくて市民意見を聞くこ
うなお話で、まさにそのとおりだと思ってお
ります。一定程度事業者、素案、あるいは開発や北
海道、それと警察、バス会社だとかいろいろな団
体もあります。そこと協議をして一定程度の素案
ができて、事業者といけるかどうかの判断をし
てから市民の方との協議が出てくるのかなと、そ
ういうふうに思っておりますので、その場は町連
ですとか地域連絡協議会も含めまして相談をさ
せていただければなと思っております。

もう一つ、雪捨て場の関係で公園の関係であ
ります。名寄には25の児童公園がありますけれ
ども、これまではやはり公園敷地内の遊具です
とか、そういった部分で非常に障害が起きると
いうことでもありまして、会長さん方との間
では暗黙のうちには雪はなるべく入れないよ
うにということでは話をさせていただいてお
りますけれども、どうしても公園の周りの住
民の方はママさんダンプですとか、それから
小さな除雪機で入れております。それは、
暗黙のうちに入れていたという状況でありま
すけれども、ただ大きな機械で入れるとい
うことになりますと、遊具ですとか、それ
とか雪解けが非常に遅くなります。当然下
地もでこぼこが多くなっ

て、その整理もしなくてはいけないという
こともあります。使途的には会長さんのほう
から何かというお話があれば、それは否定す
るものではありませんけれども、それは協
議をしながら一定のルールを決めてでき
るものであればしてあげられればいいと思
いますけれども、そこら辺の費用も相当数
かかると思っておりますので、御理解を
いただければと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今の答弁いただき
ましたけれども、一定その考えまとまって
から市民の皆さんと話をすることでしたけ
れども、先にやってもいいと思うのです、
意見交換という形で。それには、町内単
位とか学校区単位、地域によってやっぱ
り状況違う部分があると思うのです。だ
から、今言った公園を使つての話とかも
そこそこによって考え方、やり方が出
てくるかというふうに思います。こうだ
というふうに決めるのではなくて、そこ
は住民の皆さんと話をしてそこそ
こで取り組みができるような、お互い
がいい形になるようなことということが
大事だというふうに思いますので、ぜ
ひそういう形で進めていただきたい
というふうに思います。

それから、もう一点、単価の関係につ
いて、やはり今の経済状況でいくとど
ういうふうに例えば労務単価なりいろ
んな単価が変わるかということもあ
ると思います。そういう意味では、先
が少し見通せるような、そういった
単価の設定も必要だというふうに
思いますので、ぜひ今後も御検討
していただきたいというふうに
思います。

時間が余りありませんので、次に進
めさせていただきます。契約の関
係について何点か聞こうと思
いましたけれども、私が挙げた
3つについては自分としては
関連があるものだという
ふうに思いながらの質問
をしました。例えば多少落
札率が高くて、それに
当然見合った、先ほど
の答弁でいきますと
見合った内容になっ
ていますというこ

とでありましたから、そのことが市民の皆さんが理解、納得できるものであればいいというふうに思います。そこには当然名寄優先ということも理解はしますし、ただしいいものがやっぱり安く手に入ったほうがいいわけでありますから、そのこともぜひ制度の中で取り入れることを考えていただければというふうに思います。やはり名寄の業者の方がしっかりこの先も見据えて事業ができるような、当然それぞれ企業の皆さんの努力も必要だというふうに思いますけれども、それに見合うような、先ほど除雪のほうでも言いましたけれども、北海道の単価を使ったりしているということでもありますけれども、地域の状況もあると思いますから、そういったことも踏まえての金額の決定であったり、そういったこともぜひ考えていただきたいというふうに思います。また、いい仕事をしてもらうためには、優秀な人材を確保することが必要だというふうに思います。そういう意味でそういう人が確保できるような事業費が入ってこないといけないというふうに思いますので、それについて市のほうとしてもぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後に、公契約制度について研究をされているということでもありますけれども、優秀な人材が来てもらうためには働く条件がしっかりしていなければならない、そういう意味ではこういった制度によって保障がされるということも一つの策だというふうに思います。今後導入するべきものだというふうに考えているのかだけお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 札幌市で先進的な取り組みとして昨年の第1回の定例会の中で条例提案をされて、それが実はまだ1年以上かかっても結論が出ていないということがあります。さまざまな課題、その中で出てきておりますし、私どもしっかりその辺も見きわめて研究をさせていただきたいということが実はまだ続いているというところ

であります。いわゆる過度な競争によってダンプングによって低い価格で落札をして、それが結果的に労働者の賃金に影響を及ぼすという、ある意味悪循環に至るとということが一つ大きな公契約条例の締結に向けてのきっかけになっているというふうに判断をしておりますので、まさにそういう労働者にしわ寄せが行くような低入札についてはしっかり監視をしながら、適正な価格で入札に参加をしていただくということで私どももさまざまなこの間取り組みをしておりますので、仮に公契約条例に至らなくてもあらゆるさまざまな手を使いながらしっかり適正な工事もしくは労働環境に結びつくような、そんな入札制度をしっかりと守っていきたいというふうにも考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

公契約条例について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大項目1点目、公契約条例についてであります。この件につきましては、平成22年3月第1回定例会でも私官製ワーキングプア対策として取り上げさせていただきました。その後私の前に質問ありました奥村議員も含めて、この間公契約条例に関して数回にわたり取り上げられてきたところでもあります。今アベノミクスでにわかには景気がよくなったように大手マスコミは報道していますけれども、株の乱高下や円安による石油類の高騰など、私たち庶民にはさっぱりその感はありません。景気低迷で働く人たちの環境は、ますます深刻になってきています。賃上げと安定した雇用の拡大で働く人の所得をふやすことが景気回復には重要であります。先般平成25年度の公共事業設計労務単価が法定福利費相当額の本人負担分などを反映させたことから、北海道の8時間労働で普通作業員1万1,000円を1万2,700円になど、12職種で1,700円から4,100円と平均16.3%の大幅な値上げが行われたところであ

ります。国と道は、4月1日以降に入札した案件に適用するとしています。建設労働者の約4割が健康保険や厚生年金に未加入とされています。新設計労務単価に改定された趣旨を受けて、現場労働者の社会保険加入促進が求められています。

そこで、伺います。公共事業で働く労働者の働く環境と賃金について、公共サービス、委託分野で働く労働者の働く環境と賃金について、そして名寄市における公契約条例制定についてお聞きをしたいと思います。この件については、さきに平成22年3月議会での私の質問に文書による啓発活動等については今後他市の例を参考にしながら実施に向けて検討したいと答弁されていました。函館市では、公共事業の発注に当たり文書指導や書類提出を通して地元業者と地元資材の活用並びに雇用の安定と就労の促進を図ることを実現していると聞いています。こういった部分も含めて公契約条例制定についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

大項目2つ目、障害のある人たちの就労支援について伺います。共同作業所全国連絡会、きょうされんが2011年末から2012年初めに行った全国調査で次のような結果が出ています。2人に1人は相対的貧困以下、99%は年収200万円以下、また生活保護の受給率は障害のない人の6倍以上、十分な就労環境や所得保障制度がない中で生活保護に頼らざるを得ないという状況、さらには6割弱が親との同居といます。生まれてから50歳を迎えるまで親と同居している人が半数、親依存の生活を強いられている背景には極めて低水準な収入と自立した生活を支える基盤が整っていないことがあると言えます。さらには、低収入ほど社会と遠ざかる傾向にある、こういったことなど大きな課題として浮かび上がってまいりました。私たち抜きに私たちのことを決めないと訴え続けましたけれども、2012年6月、障害者自立支援法を一部改正し、名称変更した障害者総合支援法が成立したところであります。行政

報告では、名寄市障害者自立支援協議会の構成員として障害を持つ当事者や保護者、医療関係者などに加わってもらい、新たに相談支援、権利擁護と就労支援の専門部会を設置し、現場の課題や地域の声をより反映していくと述べられています。

そこで、伺います。名寄市の障害のある人たちの就労状況と賃金について、さらに今後の就労支援についてお答えをいただきたいと思います。

大項目3つ目、風疹流行への対応について伺います。昨年から流行を続けている風疹ですが、全数報告が始まった2008年以降最悪のペースで大流行しています。今後さらなる感染者増が心配です。風疹患者の8割が男性で、その9割が20歳から40歳代だと言われています。女性は、20歳代が中心となっています。免疫のない女性が妊娠20週ごろまでに感染すると、風疹ウイルスが胎児に感染し、出生時に先天性風疹症候群、CRSと総称される病気、難聴、心疾患や肺疾患、白内障、精神や身体の発達のおくれなどを持って生まれてくることがあると言われています。感染症情報センターでは、妊娠を希望する女性とパートナー、同居する家族はすぐにワクチン接種を医療機関に相談してほしい、また職場の同僚などが予防接種を受けることが大切と呼びかけているところであります。

そこで、お聞きをしたいと思います。北海道、上川管内、名寄市の発症状況、またワクチン接種の啓蒙啓発と定期接種以外の接種状況をお知らせいただきたいと思います。

最後に、ワクチン接種助成についてお伺いをします。日本共産党の田村智子参議院議員は、5月21日の参議院厚生労働委員会で風疹の予防ワクチンについて国が補助をしてワクチン接種を速やかに進めるよう求めています。早急な国の補助が求められるところですが、名寄市としてワクチン接種助成についてどのようにお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 川村議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3は健康福祉部長からの答弁となります。

まず、公共工事で働く労働者の労働環境と賃金の状況についてであります。国の経済状況の停滞やこれに伴う地方財政への影響から公共事業の減少が続いておりました。大都市圏では、競争が激化し、低価格での入札が続いたため、そのしわ寄せが労賃の減少という形であらわれ、いわゆる官製ワーキングプアといった言葉で代表されるような現象も起きていました。さらには、低賃金の影響により、建設業における若年労働者の減少や技術継承が途絶えるなどの問題もあったものと認識をしております。政権交代後、国の緊急経済対策の影響で公共工事の増加へと方向が変化してまいりました。また、労務単価につきましても見直しが図られ、この点では改善の方向に向かう兆しが見えてきたと判断をしております。名寄市の状況であります。現在の入札制度におきましては落札率などから過度な競争下にはなく、適切な労務費の積算のもとで契約がなされているものと考えております。入札に際しましては、入札額を裏づける積算内訳書の提出を求めています。また、下請がある場合には下請人選定通知書の提出を求め、適正な契約業務執行するよう請負者に指導を含め対応しております。品質確保の面からも低過ぎる入札を防止するため、低入札調査価格を設定し、過度な競争とならないような制度も国の基準に倣って制度化しておりますので、入札制度からは労働環境の悪化を防止する一定の歯どめとなるような取り組みをしている状況にあります。

続きまして、公共サービス、委託分野で働く労働者の環境と賃金についてであります。公共工事と同様に入札に際しましては入札額を裏づける積算内訳書の提出を求めています。また、清掃

業務、警備業務の労賃につきましては最低賃金を下回らないような設定で予定価格を積算し、低賃金での労働環境とならないように契約事務を実施しております。また、指定管理業務においては、当初で想定できなかった費用が発生し、契約した金額で履行できないおそれがある場合には名寄市と協議し、対応をとることとするなど一定の柔軟性を持たせた契約内容とし、費用増のしわ寄せが労賃に波及しないような制度としております。

続きまして、名寄市における公契約条例制定についてであります。公共工事におきましては透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底など、入札制度改革が全国的に進められております。この背景の一つには、さきに申し上げましたが、全国的に公共工事が減少し、競争が激化したことがあると考えております。現在名寄市においては、この公共工事の適正な執行を図るため、一般競争入札やダンピングを防止するための低入札価格調査制度の導入、予定価格の一部につき事前に公表しながら発注するなどの制度を用いております。平均落札率につきましても平成24年度の建設工事と設計委託合わせて95.88%、比較的人件費の比率が高い委託業務では平均落札率が93.10%であり、過度な低価格競争下での落札率とはなっておりません。公契約条例の趣旨は、低入札価格の問題により業務に従事する労働者のみならず、下請の事業者にもしわ寄せがされ、このことによる労働者の賃金の低下、労働環境の悪化を改善することにあると認識をしております。本来は、1つの自治体のみで解決できる問題ではなく、国がこの重要性を認識し、率先して取り組むべき課題であります。名寄市ではさきに申しました入札制度の改善に取り組みながら労働者の賃金にしわ寄せが来ないように取り組んでいるところです。また、公契約条例を導入した事例の研究についても実施してまいります。札幌市の事例などから課題も出てきたものと考えております。契約対象とならない最低

制限価格のあり方や公契約条例執行に当たっても増加するコスト、事務量の問題などがその課題であると認識をしております。これらの研究を進めるとともに、引き続き現在の入札制度の改善に取り組んでまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2と3について申し上げます。

初めに、大項目2の障害のある人たちの就労支援についての小項目1の名寄市の障害のある人たちの就労状況と賃金について申し上げます。最初に、本市における障害者の就労状況について申し上げます。一般の民間企業における障害者の雇用状況は、平成24年6月1日現在で行われたハローワークなよろの調査によりますと89名の雇用があり、雇用率達成企業の割合は60.0%となっております。この数字は、全国平均46.8%、北海道平均50.1%を上回っております。また、賃金につきましては、身体障害者の方は健常者と同じ給与体系であります。知的障害や精神障害の方はパート採用であることが多く、時給で計算いたしますと賃金は月額約10万円前後となっている状況であります。障害者の自立に向けた取り組みをしている福祉施設は、市内に6カ所あり、内訳といたしましては雇用契約を結ぶ形の就労継続支援A型が2事業所、一般就労を目指して就労のトレーニングを行う就労移行支援が1事業所、企業などで就労することが困難な方に雇用契約を結ばず就労の機会を提供する就労継続支援B型が3事業所であり、就労移行支援で4名、支援A型で12名、支援B型で62名の方がそれぞれの状態に合わせて就労をいただいております。福祉施設の賃金は、工賃と呼ばれておりますが、就労継続支援A型事業所は最低賃金の時給を支払う形となっております。就労移行支援事業所と就労継続支援B型事業所については、その方の働きに応じて数万円の工賃が支払われております。障害基礎年

金と合わせますと、月額約7万円から8万円になっている状況でございます。

次に、小項目2の今後の就労支援について申し上げます。今年度から名寄市障害者自立支援協議会の委員8名に障害を持つ当事者や保護者、医療関係者などの3名の委員に加わっていただき、11名体制となりました。また、新たに相談支援・権利擁護部会と就労支援部会の2つの専門部会を設けました。相談支援・権利擁護部会は、各種相談や地域の課題などについて話し合いをすることになっておりますので、働く障害者の方々の生活面の支援についても必要な調査をする体制といたしました。また、就労支援部会は、市内6つの就労支援事業所に加え、ハローワークなよろ、道北障害者就業・生活支援センター「いきぬき」、名寄市立総合病院の精神科リハビリテーション室、美深高等養護学校、企業の団体でありますNPO法人なよろ地方職親会の計11カ所の就労支援にかかわる関係者が毎月集まり、本市の障害者の就労支援の充実に向けて話し合いをする体制といたしました。就労に関する相談窓口につきましては、市から委託している名寄みどりの郷と相談支援センターそうだん屋という相談支援事業所が市内に2カ所あります。また、北海道の事業であります道北障害者就業・生活支援センター「いきぬき」という相談窓口も市内にありますので、障害者が就労に関するいろいろな相談をすることができる体制となっております。また、障害者支援施設に該当する事業所等で市から随意契約にて発注する総合福祉センターの清掃業務と名寄公園の管理、清掃業務につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

就労支援を行う福祉施設の職員向けの研修といたしましては、2年前からNPO法人なよろ地方職親会が名寄市立大学を会場にジョブコーチ養成研修を毎年開催しております。ジョブコーチとは、障害者が一般の職場で働くことを実現するために障害者と企業の双方を支援する支援者のことで、

この研修を修了した方が現在名寄市には7名おりますが、ジョブコーチが支援を行うことは障害者の職場定着に非常に効果があると言われております。当市は、このジョブコーチ養成研修を学ぶ環境が整っておりますので、今後さらにジョブコーチのノウハウを生かした就労支援も進んでいくものと考えております。今後ともこれらの取り組みを継続し、働く障害者の方の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、大項目3の風疹流行の対応について、小項目1の北海道、上川管内、名寄市の発症状況について申し上げます。風疹の流行につきましては、昨年から首都圏を中心に全国に広がり、昨年は過去5年間の中で最多となる2,353人の感染者が報告され、さらにことしに入ってから既に5,000人を超えるなど速いペースで増加しております。風疹は、感染症法に基づき全ての感染者が報告されておりますが、道内においても昨年7月ごろから札幌市を中心に感染者が報告されております。道感染症情報センターによりますと、道内の風疹感染者数はことしに入り、6月2日現在で累計77人と既に昨年1年間の21人を上回るなど、全国同様増加傾向にあります。保健所管内別では、札幌市29人、市立函館15人、岩内5人、北見、旭川市3人、室蘭、帯広市が各2人、その他江別、上川、倶知安、江差、渡島、釧路、網走が各1人とほぼ全道的に広がりつつあります。このうち上川管内においては、旭川市の3人と上川保健所の1人を合わせて4人の感染者が報告されております。現在名寄市においての感染者の報告はありませんが、風疹の報告の増加傾向は数年持続すると言われており、今後においても増加が懸念されていることから、風疹発症動向を注視していくことが重要と考えております。

次に、小項目2のワクチン接種の啓蒙啓発と接種状況について申し上げます。風疹は、免疫のない女性が妊娠初期に感染すると生まれてくる赤ちゃんにも影響し、心臓疾患や難聴など先天性風疹

症候群を引き起こすおそれがあると言われております。この先天性風疹症候群については、昨年の流行の影響で平成24年10月から平成25年3月までに8人の赤ちゃんの感染が報告されております。このため厚生労働省は、その予防対策として生まれてくる赤ちゃんのために風疹ワクチンの呼びかけや妊婦を感染から守るために一般向けのリーフレットを作成するなど、全国的に注意喚起が図られてきております。このことに基づき本市の対策といたしまして、これまで婚姻届け時や母子健康手帳交付時にリーフレットの配付等を行い、さらに新聞、広報、ホームページ等で情報提供や予防の啓蒙啓発を行ってまいりました。特に風疹にかかったことがない人や風疹のワクチン接種を受けていない人など免疫を持たないと思われる人については、任意での予防接種を検討していただくよう啓発に努めてまいりました。接種状況につきましては、現在市内5医療機関において随時任意で予防接種を受けられる体制にあり、4月、5月の2カ月間で男女合わせて44人がワクチンの接種を受けているという情報を確認しております。

次に、小項目3のワクチン接種の助成について申し上げます。平成23年度国の調査では、20代から40代の男性の15%が風疹への免疫を持っていない、また同年代の女性も15%は風疹への十分な免疫を持っていないという結果報告がありました。さらに、昨年風疹と報告された人の7割以上が男性で、そのうち8割以上が20代から40代で占めておりました。これらの年代のうち昭和54年以前に生まれた34歳以上の男性は、制度的にも風疹ワクチンの接種を受けていない世代であること、またそれ以後も制度として風疹ワクチン接種が導入されたものの接種率が低い状況にあり、今回免疫を持たない世代間での感染者が拡大してきていることが課題となっております。このため赤ちゃんを先天性風疹症候群から守るために、また妊娠初期に風疹にかからないように夫となる男性も含め風疹ワクチン接種を任意で

呼びかけることを検討していただいております。定期以外で実施する風疹ワクチン接種は、任意で行われるため全額自己負担となり、その費用は8,600円前後と高額となっておりますが、本来予防のためのワクチン接種については国の制度に基づき実施し、地域格差が生じないようにしていくことが重要と考えております。しかし、今回旭川市で既に3人の風疹患者が発症しており、風疹の感染力はインフルエンザの5倍と言われておりますので、状況が悪化していることを重大に受けとめ、さらなる対策の必要性を認識しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

公契約条例についてであります。この間本当に先輩議員も含めて何度となく取り上げさせていただいてきたところであります。先ほども奥村議員の中でも研究調査が続いているけれども、どうなのだというようなお話もあったところではありますが、部長の御答弁の中で公契約条例制定にまではいっていないけれども、文書によって提出、積算内訳書の提出なども求めてきているというようなお話もあって、この部分は私も求めてきたところでしたので、前進していただいているのかなというふうに思っています。先ほど御紹介した公共事業設計労務単価が4月1日から適用というふうなことになっていますが、これ市の入札参加企業さん、また下請業者さん、また現場で働く労働者の皆さんへの周知はどのようになっているのか。また、先ほどもお話ししましたように社会保険加入促進、このことを図ることが必要だということで今回の見直し、大幅な値上げがされたわけですが、こういったことの周知の徹底はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私ども工事を発注する段には、当然積算をしまして積算内訳書をつくりまして、そして業者の皆さんはそれを縦覧していただくという、そんな手続になっております。特に労務単価につきましては、極めて重要なものでありまして、私どもは二省協定、いわゆる国土交通省でありますとか農林水産省、ここのところの積算労務単価を使っておりまして、この辺につきましては縦覧の段階で十分業者の皆さんも周知していただけるというような中身になっております。それで、あわせていわゆる工事における適正な労働条件でありますとか、それから公正な賃金の確保に向けましては名寄市発注工事に係る元請、下請の適正化指導要綱というのをおあわせてつくっております、これにつきましても縦覧時に閲覧を求めておりまして、おおむねその中でさまざまな労働保険等の扱いにつきましても一応周知をしていただけるものと考えておりまして、私ども実態調査具体的に行ってはおりませんけれども、まさにそういう啓蒙啓発をしっかりと日々行わせていただいておりますので、その辺については業者の皆さんも十分周知をされて対応なさっているというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） この労務単価の見直しの中で北海道建設新聞なども大きく取り上げられていて、労働者の皆さん方に非常に喜ばれるというふうになっているのですが、この労務単価、業者さんが労働者に支払う賃金の額を縛るというものではないということなのですが、だからこそ公契約条例が必要になってくるかなというふうに私は思っているところです。やっぱり指導要綱も含めて契約されている方々に、企業に向けて、下請業者さんに向けてお渡ししているということでした。以前は、口頭でということでしたので、随分前進していただいているなというふうに思うのですが、しかしこの指導要綱等お渡ししても働く人たちのところに十分に目を向けていただくと

ということが私は必要だと思えます。先ほども御紹介したように、建設労働者約4割、これは全国的な調査の中ですけれども、健康保険や厚生年金に未加入だというふうなことも言われている中で、私もけがをしても保険証がなくてという話も聞いたことがあります。ですから、今回社会保険加入促進を図るということでは、非常に率先して周知をしていただきたいと思いますというふうに思っているのですが、この部分についても一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 議員先ほど函館市の事例もお話しになりました。函館市では、私どもと同じような元請、下請の適正化指導要綱というのを定めておまして、これに基づいて各業者さんに周知、必要なさまざまな労働条件等にかかわる部分も含めて具体的な文書にして実は各業者さんにお配りをしているということがあります。私ども縦覧時に閲覧を求めておりますけれども、建設事業の説明会年1回ございまして、こういった機会を捉えて私どもも少しこの地域の事情も含めて、いわゆる要綱を持っておりますから、それに基づいた少しわかりやすい説明資料なりを一度つくりまして、改めて業者の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、労働者の皆さんの賃金はまさに雇用される方、それから雇用される側、対等な立場で労働条件と賃金決められるという労働基準法の根本的な考え方がございますから、私ども労働者の皆さんの賃金の扱いについて踏み込んだお話をする機会というのは実はなかなか持てないのが実情でございますけれども、基本的な考え方として最賃制度ですとか、そういったしっかりした制度がございますので、改めてそういった制度についてもそうした機会を捉えながら周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 説明資料もつけてとい

うお話でした。これをぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。指導要綱、またその説明資料もおつけするのですけれども、また実態はその後どうなるのかといったところら辺がやっぱりここも重要になってくるかというふうに思います。先ほどのお話の中でも仕事量がふえてくるというようなお話もありました。そういう細かい実態調査というところら辺でいうと、非常に職員の方々の手も必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、しかしやはり公共の仕事ですので、市の税金を使って働いていただいているというところら辺では実態調査も必要だというふうに思います。例えば労働時間であったり、また市民サービスのところでいえば制服の貸与であったり、また最近新聞紙上にぎわしていました労働相談で一番多いのがパワーハラスメントだったというようなこともありました。また、男女共同参画の視点がどうなっているのか、こういった重要な部分だけでも実態調査必要ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 実態調査ということでございますけれども、公契約条例制定に当たってのさまざまな課題があるというお話もちよっとさせていただいておりますけれども、実は今お話にありましたとおり私どもの体制整備というのが大変大きな課題として出てきております。公契約条例に係る部分もそうでありますけれども、改めて立入調査等行うということになりますと、私どもの知識としてしっかりした労働保険、労働安全基準法含めてやはり周知をしっかりとしながら具体的な内容について、特に労働条件等に係る部分につきましても精査をしないといけないということになりますから、私ども体制としてまさにそういう専門的な知識を持つ職員を育成をしていかなければいけないというのがあります。これなかなか小さい自治体でありますと、そこまでやはり人材の育成というのが手が届かないというところも現

実ございました、そうした私どもの体制そのものがやはりなかなか踏み込んだ対応に至らないという率直な事情があるということでもあります。

先ほどちょっと答弁書の中でもお話をさせていただきましたけれども、実は労働環境に関しましては国の機関で労働基準監督署というのがありまして、やはり国がしっかり公契約に係る法的な枠組みは法律なりをつくっていただいで強化をしていって、その中で改めて労働基準監督署なりの役割を強めていただきながらしっかりした体制をつくっていただくというのも一つの有効な手段というふうにも考えております。全て国がという言い方ではありませんけれども、やはり国の法的な枠組みと合わせて私ども地方でもしっかりした体制をつくっていくという、そんな流れが必要かなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 総務部長おっしゃるように国が率先して、私もそう思います。

ちょっとこれを御紹介させていただきたいと思うのですが、千葉県野田市の公契約条例、2009年9月に出されているのですが、この中で「公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である」と、このように前文で述べています。それに続けて、本市はこのような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくのだというふうに述べてあります。私は、この前文にいたく感動しているというか、こういう姿勢の中で取り組んでいただくことが必要だなというふうに思います。

札幌も取り組んで、千葉県野田市も、私たちの名寄市と自治体としての規模が違う中で、いろいろな条件がある中で非常に難しい部分もあるかとは思いますが、一歩一歩前進していただいて、

事務量の増加も含めてそこに取り組んでいく姿勢を見せていくことが必要ではないかというふうに考えています。公契約条例の制定を目指すことで、やはり適正化によって労働者の賃金や労働条件改善する条件がつくられ、また地域経済の活性化ももたらされると。地域労働者の賃金改善、これは消費購買力を高めるし、地域経済を活性化するというところで内需の拡大につながるものというふうに考えているところであります。引き続き公契約条例にかかわって前進をしていただくことを強く求めて、次に移らせていただきたいというふうに思います。

次の障害のある人たちの就労支援について再質問をさせていただきたいと思います。先ほど健康福祉部長のほうから賃金等報告が出されておりました。私は非常に気になるのが、いろんな障害のある方々と接する機会を持たせていただく中で気になるのは、障害のある方々自身が非常に我慢をしているというところにあるのかなと思っています。行きたいところがあってもやりたいことがあってもお金がないとか、また家族や誰かの力をかりなければならぬと。それで、諦めて我慢しようというふうになっている、そして選択肢をどんどん狭めた生活を余儀なくされていくということかなというふうに思います。生活保護受給についてもやはり我慢をしているのです。この受給については、また別の機会に質問させていただきたいと思いますが、同居している親が高齢になったり、また亡くなったりするということで自分自身の本当に少ない年金だけで我慢をし続けている、食べるものも我慢をしてひきこもりという事例も私も見えてきたところでありますけれども、やはり一番は先ほど健康福祉部長もおっしゃっていたように国が障害者の基礎年金制度の拡充を中心に、障害のない人と同等の暮らしを営める所得保障制度の確立が強く求められるところなのですけれども、そうならない、こういった状況の中でどうし

ていくかということだというふうに思います。所得保障を確立して、そして自立していくということだと思うのですが、その部分についてお考えお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員がおっしゃられましたとおり、障害のある方が地域の一員としてともに生活していくことができる自立と共生の地域社会を実現するためには、職業の自立を進めることが重要であると考えております。それで、今回国におきましては、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率を引き上げ、民間企業では1.8から2%、国、地方公共団体では2.1から2.3%、そして都道府県等の教育委員会においては2.0から2.2%となりましたが、先ほども身体障害者の方は一般の方と同じような給与体系と申し上げましたが、知的、精神障害者の方がパートが多いということで、この法改正におきましても法定雇用率により義務づけられているのは身体障害者と知的障害者のみで、精神障害者については現在雇用の義務がなく、精神障害者の健康福祉手帳所持者を事業主が雇用した場合に障害者雇用率にカウントできるというような消極的な規定になっております。現在国会において障害者雇用促進改正法案が審議されていますが、その中では雇用分野の障害者の差別の禁止の規定だとか、また法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることも盛り込まれたということですので、今後とも障害者の一般就労への移行による収入の増ということが必要と考えておりますので、そのような国の対策を求めたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） おっしゃるとおり、国に強く求めていただきたいというふうには思っています。その中で、やはり地域の中で働く場をどういうふうにして確保していくのかということが重要だというふうに思っています。それが今回行政報告で出されていた名寄市障害者自立支援協議

会の中で就労支援等々の専門部会が設置された、ここに期待をするところであります。名寄市内、先ほど御紹介があったように6カ所ありますけれども、その中でまた福祉専門の大学もあるということでは非常に恵まれている環境にあるのかなというふうには思っています。しかし、けれどもそこに行き着いた方々はいいのですけれども、行き着かない方々もいらっしゃるわけです。先ほど紹介したように、引きこもってしまう、どうしたらいいかわからなくて引きこもってしまっている、幸い知人の方が気づいていろんなところに相談に行つて難をなくするということができたけれども、やっぱりそういうことが必要だというふうに思っています。やはり今おっしゃったように知的、精神障害を持った方々でも、働く場は非常に狭まられるかもしれませんけれども、支援を受けながら働くことを希望する人、本当に多いというふうに思います。

また、これもちょっと心配なのですが、無理をして頑張るのです、この方々の話を聞くと。もうちょっと頑張ってみるというふうにおっしゃるのですが、しかし頑張れるところで頑張らしようというふうにお話をしているところですけども、そういった方々を支える地域の人たちの基盤整備も必要だというふうに思っています。支援施設で働く施設職員の方々の働く環境の改善も見直していかなければならないのですが、このことについてはまた別の機会にさせていただこうというふうに思いますけれども、やはり人間らしい働き方や尊厳ある労働、これILOが提唱しているディーセントワークというのがあるのですけれども、この部分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ディーセントワークにつきましては、ILOのたしか事務局長でしたか、が話されていた人間らしく……働きがいのある人間らしい仕事ということだと認識してお

ります。このことは、大変重要なことであり、たしかILOでもこのことを主要目標として位置づけて世界に向けて発信しているというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 障害があるないにかかわらず人間らしい働き方、尊厳ある労働が必要だというふうに思います。障害のある方たちの働く問題は、長い間狭い範囲で考えられてきたところでもありますけれども、ディーセントワークにかかわるかなと思うのですけれども、その人の働く力や生活する力に応じて福祉と労働のバランスを調整しつつも所得保障を踏まえた仕組みが必要だというふうに思います。何回も言いますが、やっぱり国の施策が強く求められるところであり、そういった働く場を求めている方たちの一番身近な自治体として心を寄せながら取り組んでいただくことが必要かなというふうに思います。今回できた名寄市障害者自立支援協議会、障害を持った当事者さんや保護者の方々の声を十分に反映させた、そうした協議会になることを強く求めて、次に行きたいというふうに思います。

風疹のことなのですけれども、非常に私は危機感を持っています。このちょうど年齢に合う娘を持っている親としても非常に気になる場所があります。最近実名を上げてワクチン接種を訴えている方々がいらっしゃいます。先天性風疹症候群、これにかかってしまったお子さんをお持ちの方々が実名で出ることで、こうした病気を防ぐことができるということを強く訴えたいということで名乗りを上げていらっしゃいます。そういった訴えのこうした親御さんの気持ちを考えると、接種をもっと進めていかなければならないのかなというふうに思いますが、この部分についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 風疹ワクチン接種ということで今部長のほうからも答弁させていただいて、

この間も非常に私どもも注意深く今国の動向見させていただいていますし、またワクチン接種をということで既に新聞紙上や、あるいは広報紙でも呼びかけをさせていただいているところであります。しかし、今お話のあったように旭川でも今3名の発症が出たということで、今後こうしたウイルス性の病気に関しては傾向としては北上していく可能性が相当強いのではないかとということで、庁内でも相当危機感を持ってこの間議論をさせていただいて、またそして世代間での特殊性の問題もあったということでもあります。本来であれば、こうしたワクチン接種は国がするということが望ましいのしょうけれども、国の動きもなかなか見えにくい、そうした中で緊急性が非常に高いということを鑑みて、ぜひここは早急に前向きに検討させていただきたいと、その一部助成も含めて早急に検討したいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今市長から前向きに検討したいという御答弁をいただきまして、ちょっと胸をなでおろしている状況であります。全国保険医団体連合会では、3月27日に厚生労働省に公費での接種費用の助成を求めています。その後大流行が起きている東京都中心に接種費用の助成がどんどん広がっています。神奈川県では、風疹非常事態宣言というのを出して助成をしていますし、昨年私視察させていただいた埼玉県蕨市では同じように今開会中の議会で予防ワクチン接種費用の一部助成を4月1日からさかのぼって適用するというような決断もされているところであります。今市長がおっしゃったように、国の予防接種制度の影響を受けてやっぱり年齢のところ幅があって免疫持たない方々がいらっしゃる、こういった方々に接種を受けていただくことが非常に強く求められているところでありますし、また1回先ほど御紹介がありました8,600円前後という高額ですと、思い切って打とうかなということもやっぱり二の足を踏むのかなというふうに思い

ます。そこに接種費用の助成がされるということであると、その一步の前に踏み出す力になってくるとはではないかということで決断をしていただければうれしいなというふうに思うのですが、再度御答弁をいただいて、終わります。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子供を持つ親の皆さんへ子育てに対してできる限りのソフトの充実をさせていただきたいということでこの間もお話をさせていただいていますけれども、今回もちょうど子供を産む世代の方たちがかかりやすい、またそれが子供たちが甚大な影響を受ける風疹ということでもありますので、このことが起因して子供を産めない、そうしたことになるということも十分想定されるということで、繰り返しになりますけれども、ぜひ早期に検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員に中野建築課長の出席を求められましたので、これを許します。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第7号 名寄市住宅マスタープラン（見直し）の策定について、5月31日の議事を継続します。

ここで本件にかかわる正誤表が提出されていますので、説明を求めます。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議案第7号 名寄市住宅マスタープランの見直しの策定につつま

して、お配りをいたしました見直し案を改めて精査をしたところ、今回お配りいたしました正誤表のとおり誤りがありました。ここにおわびを申し上げ、お手数をおかけしますが、訂正につきましてよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、訂正の内容につきまして御説明を申し上げます。まず、字句の訂正ですが、見直し案の1ページ、1、計画策定の背景と目的の本文8行目、長期に亘ってにつきまして漢字の亘ってを平仮名のわたってに訂正させていただきます。

また、同じく字句の訂正といたしまして、5ページ、9ページ、17ページ、21ページ、28ページ、36ページ、37ページ、65ページにつきまして正誤表に記載のとおり訂正をさせていただきます。

次に、30ページ、31ページ、32ページにおける表の訂正ですが、いずれも左側の上段、下段の2つの表につきまして公営住宅という記載を公営借家に訂正するもので、同じページにある分析やグラフの表現と合わせるものであります。

最後に、32ページの下段の表の公営住宅から給与住宅におけるH39の数字ですが、端数調整によるもので、それぞれ正誤表に記載のとおり訂正させていただきます。

以上、訂正の内容について申し上げました。改めて議員の皆様大変御迷惑をおかけいたしましたので申しわけございません。今後このようなことのないよう事務の適正化に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） それでは、住宅マスタープランにかかわる質疑を3点お伺いをしておきたいと思ひます。

まず、26ページ、基本目標1の表現なのですが、その最初に近年空洞化が進んでいる市街地の中心部に人と元気を取り戻しという表現を

しています。これは、前期計画からずっと引き継いでいることですが、さきの総合計画の後期計画の質疑の中でもこういう取り戻しという表現の仕方というのは、ある意味では中心部に人がいないということに対して市街区のほかの部分から引き戻すという表現が適切なのかという議論がありました。その後農村居住の持続ですとか、子供からお年寄りまで安全に安心して暮らせるまちづくりですとか、基本的には考え方に間違いはないと思うのですが、この表現の取り戻しということにどうしても違和感を感じるものですから、この表現に至った考え方をお示しいただければというふうに思います。また、今回それも踏襲をして後期で見直しもしないでいくということの考え方を含めてであります。

次に、55ページの（4）、住宅セーフティネットの再構築というところの民間のノウハウを活用した管理制度などの導入の検討というところで、公営住宅の管理について民間事業者の住宅管理のノウハウの活用などにより効率的な運営や住民サービスの向上を図るため指定管理者制度の導入の検討を行いますというふうに書かれております。下段の表の中の特に米印の中でこれを補強する利用料金制度の説明ということもされておりますけれども、一方指定管理者制度のデメリットの中に家賃について利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できないという表現があります。つまり片方ではこういう制度を活用できると言いながら、片方ではデメリットでできないというのを示しながら、なおかつ指定管理者制度を検討するという、その整合性がちょっととれていないように読み取れますので、その御説明をしていただきたいと思います。

また、今回の見直し案の中では、全体的な大きな課題として人口減少ですとか、少子高齢化ですとか、さらにはコミュニティのあり方というのが大きな課題になってきて、それに取り組んでいくということになると思いますけれども、この部

分にかかわって第5章の重点施策の中ではどちらかというところの部分よりもハード面の対応というのが大きく盛り込まれておりますけれども、最近新たな手法として全国では公営住宅に大学生を入れるという例をこの前テレビのほうで放映してありました。1つのスペースの中に3人でしたけれども、大学生を入れて、その大学生が近くの小学校の課外活動の指導者というか、そういうことにボランティアで協力するという取り組みをしているのが非常にいいということでNHKで放送されておりましたけれども、例えばうちの名寄市のことを考えますと、大学は保健福祉部ということで特に社会福祉ですとか、看護ですとか、児童ですとか、栄養ですとか、ある意味では地域が抱えているような課題をしっかりと認識して活動できるような学生が4年制そろっているわけですので、いろいろなハードルはあると思いますけれども、本当からいえば見直し案の今後の活動、重点施策の中にそういうことも検討していくような方向性を持った方がいいのではないかとこのように思います。今地域では、各団地を含めて高齢化が進んでおりますし、若い人が入らないというのもありますので、そこにもし名寄大学で学んでいる学生が、公営住宅はどちらかというところと低所得者ですとかいろいろなものがあるので、空きスペースがないのというのはちょっと問題かもしれませんけれども、大学と地域、大学と名寄、あるいは大学と市民ということを考えるとそういう取り組みも名寄らしい住宅マスタープランになるのではないかと思いますけれども、見解があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 26ページの近年空洞化が進んでいる市街地の中心部に人と元気を取り戻し、議員言われている取り戻しということでもありますけれども、議員も今言われましたとおり人口減少を踏まえてまちを管理する部分を含めまして総体的には空洞化になっているというこ

とがございませう。その中では、農村地域ばかりではなくて町場も含めて総体的にまちの中に人を呼ぶという、そういう観点でありますけれども、利便性の高い既存住宅地、あるいは既存の住宅を再利用いたしまして、その中でまちづくりという観点で人を呼び戻すというのはそういう観点もちょっと入っておりますので、農村部ばかりでなくて名寄市全体としてという考え方で、その中で市街地も人を呼び戻すと、そういう考え方を持っております。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 佐藤議員の2つ目の質問、55ページの指定管理者制度の導入の件でお答えいたします。

この表の中で、まず下段の朱書きのほうを先に説明させていただきます。この利用料金制度の意味を解説しているものでございませうが、これにつきましては通常民間の場合でありましたら施設の管理上生ずる費用、いわゆる必要経費というのは通常考えます。その上で家賃を設定するわけですが、当然利益を考慮して家賃を設定するわけがございませう。そのためには、管理費の効率化だとか、あるいは利用料金によっては指定管理者の意欲が高まり、サービスの向上につながるという意味に捉えていただきたいと思います。

また、表中の指定管理者制度の枠のデメリットの一番下でございませうが、家賃について利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できないという、この意味につきましては要するに通常であれば民間賃貸住宅、先ほど申し上げましたが、利益を考慮して家賃を設定しますが、公営住宅を民間会社が指定管理者として業務を請け負う場合につきましては公営住宅法という法律に基づく家賃設定をしなければならないことになっております。当然ながら法律を超えた家賃を指定管理者が取ることはできませんので、そういう意味でデメリットというふうに表現させていただきましたので、御理解願います。

それと、大学の学生、あるいは若者の対策についてだっただと思ひますが、議員も御存じかと思ひますが、通常市営住宅の入居資格におきましては公営住宅法はもとより、名寄市営住宅管理条例において同居親族であることや収入要件を満たす者などが単身で入居できることになっておりますし、また特別の高齢者、身体障害者、あるいは生活保護法に規定する被保護者に限られております。また、通常公営住宅法の趣旨といたしましては、低所得者あるいは住宅困窮者を対象として公営住宅は供給されるものという考えが根底にはございませう。ただ、現在市内の公営住宅につきましては、政策空き家を除きますと空き家率はおよそ4%、30戸程度と確認をいたしてあります。現状といたしましては、古い住宅のほうから空き家になってきているという現状はありますので、このような状況は私どもも把握はしております。今後は、社会全体における少子高齢化は名寄市内だけの問題ではございませうが、自治会活動などのコミュニティにも影響してくることは承知しておりますので、このような状況を踏まえて世代を問わずバランスのとれた混在団地を形成できるようコミュニティの形成に向けて取り組んでまいりたいと思ひております。また、現時点では本編の住宅マスタープランの中ではちょっと盛り込むことはできませんが、今後後期計画の中で各種計画、長寿命化計画だとかその他関連する計画と整合とりながらシェアハウスだとか、そういうものについての研究をしてまいりたいと思ひますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） この取り戻し、取り戻すという表現の仕方というのは、ある意味ではこだわり過ぎなのかもしれませんので、とにかく名寄はコンパクトなまちづくりをするということですので、取り戻すというよりももう一回市内に活気を戻そうという取り組みというふうに理解をしていきたいということに思ひます。

ただ、55ページのものは、今中野課長に御説明を受けましたけれども、なぜこれ指定管理者の制度の導入を検討を行いますということにしているかということ、その前なのです、文章の。民間事業者の住宅管理のノウハウの活用などにより効率的な運営や住宅サービスの向上を図るという表現、そのためにこの指定管理者の導入検討を行います。しかし、デメリットでは、例えば指定管理者制度の中ではノウハウの活用という一番上に書いてあります。指定管理者が変わる場合その都度引き継ぎが必要であり、ノウハウの蓄積が難しい、否定しているのです。ノウハウの活用というのをここでは否定している。効率的な運営という、その次のところでは募集計画や入居者の決定など権限行使にかかわるものは行えないというのは、業務を一体的に処理できない、いわゆる効率的ではないというのがデメリット、その下では家賃については利用料金制度という指定管理者制度の利点を活用できない、全部デメリットで否定しているものがそのまま上のところでこれがメリットですよというふうに書いてあるということが整合性がないのではないのですかということなのです。説明はわかるのですけれども、上とデメリットで言っていることが全く相反しているのに、デメリットとわかっているのに指定管理者制度の検討を行いますというふうに書いてある、この整合性なのです、僕が知りたいのは、そこをもう一度御説明をいただきたいと思います。

大学生を入れるものは、これからいろんな地域の事情、いろんな社会情勢の変化があると思います。この前の一般質問の鹿野事局長の答弁ではございませんけれども、やはり大学が持っている機能、あるいは学生が持っているパワーというのは名寄市でもこれから交流センターを中心に活用していこうということがありますので、ぜひ若いパワーと知識と行動力を地域で生かせるような枠組みというのは、ここに盛り込む盛り込まないということよりもある意味では市の施策として政治的

判断として、今分権の時代に入りまして一定程度市町村で卒さえきちっと対応すればできるという公営住宅法や何かの関係でも権限移譲がされておりますので、ぜひそのことは御検討を今後していただきたいと思いますというふうに思います。

ただ、指定管理者については改めて答弁を求めたいと。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） お答えいたします。

まず、もう少し補強させていただきますが、指定管理者制度のデメリットの一番上でございますが、指定管理者が変わる場合その都度引き継ぎが必要であり、ノウハウの蓄積が難しい、これ例をとりますと、市内の道営住宅では現在市内の建設業者が指定管理1期4年で請け負っておりまして、ことし4年目でございますが、最初指定管理を申請した段階では審査がとて難しくて、北海道の審査が、その上で市の住宅係にも協力してもらった経緯もありますが、あくまでも指定管理者が交代する場合には当然その情報とか知識とか技術とか管理方法についても、当然経験あるなしも含めてそういう意味では現状としては簡単にできるものではないと。民間の賃貸住宅をやっている、では公営住宅も簡単に指定管理者を受けられるかということ、そういうわけでもございません。当然審査もあって、やっぱり実績があるかないかでは、現実のところは指定管理者が交代した場合にも正直なところ私が知っている情報の中ではそう簡単にできるものではないという考えをしております。こちらの考えといたしましては、あくまでも指定管理者というのは民間ですので、民間というのは当然先ほども申し上げましたが、利益を追求しなければならぬということが前提にあります。利益を追求する中では、家賃としては公営住宅法の法律に基づいて指定管理をしていかなければならないというのは、これはどうやっても変わることがないことなものですから、そこら辺につきましてはこちらの認識としてはそういう理解で記載さ

せていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 指定管理者制度の導入というのは、市の公共施設もやっておりますけれども、ある意味では時代の趨勢というのはありますので、それを検討しないという手はないというのはわかりますので、その場合にはやっぱりこのメリット、デメリットというのをしっかり検討の課題として入れていただいて、導入に向けては慎重に対応していただければということを求めて、終わりたい。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 何点かお尋ねします。

今回の見直しについては、平成20年から24年にかけて取り組む計画を、国の住生活基本法などを背景にした計画の見直しなんかとも連動するわけですが、これまでの進捗状況や見直しの過程において施策の見直しや進捗状況といった上での見直しということで書かれてありますけれども、特にこの数年間の中で、住マスを決めてから20年以降、名寄市的に施策の効果、具体的な進捗、実行されたものというのは主なもので結構ですけれども、特徴的なものを少し御説明をいただきたいわけですが、トータルとして特に課題の点検ではまちづくりに関する課題3点とか、住宅に関する課題4点、環境、暮らしに関する関係が3点ということなのですが、今後の対応で何点か見直しはしていますけれども、引き続きというのがほとんどで、制度の見直しなんかでいろいろ見直しというのも水色で表示をされているのですけれども、いわゆる進捗、今までの進捗の状況、特徴的なもの説明いただきたいのと、実効実際に上がっているものについても少しあわせて御説明をお願いしたいなと思っています。

かなり向こう5年間課題について重点的なものについてやるということになっているのですけれども、ダイジェストでも、実際に総花的な感じで

向こう5年間の中で実効が伴うものは本当にどれだけあるのかなというあたりについての見直しについてもう少しお知らせをいただきたいなと思います。

それに関連して、これは国や道の制度や計画の財政的な根拠、担保を背景にしているものがほとんどではないかと思うのですが、名寄市独自でこれはどうしても国や道で制度ができなくても手をつけていかなければならぬということがお考えとしてあれば、まずお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目には、今佐藤靖議員からあったPFIの関係については既に道営住宅、名寄でも一定の経験をもとにしてやられているのですが、その辺についてのメリット、デメリット、この文書で机上で書いてあるようなこととほぼ同じことが道営住宅の指定管理者の実効の中で総括として、反省として出てきておられるのかどうかの検証についてお聞かせをいただきたいし、名寄市の場合仮に幾つかを指定管理者を検討していくというふうに書いてありますから、その能力、資格、資質の関係でいくとまさにこれから育成をしていかなければならぬということなのか、あるいはかなり意欲があると、経験を持っているところも既にありますけれども、そういう業界の状況についてどのように押さえられているのか、2つ目にお聞かせをいただきたいなと思います。

それとあと、ページの20ページに住宅のニーズの関係で入居世帯の人数によるミスマッチ、1人世帯のところもあれば、20年前入った人が家族がいなくなって1人になったり、あるいは3人も4人もいるけれども、入れないからいろいろ入れかえだとか、全国的にも今移転業務を含めて政策的にやっているところもあるのですけれども、そういうミスマッチということについての提起はわかりますけれども、違う視点で公営住宅そのものが低所得者、比較的所得が低い、名寄で500万円ぐらいのところですか、収入で、ぐらいの人

が有資格者みたいな感じなのですが、所得構造は200万円とか300万円という層あたりは三十数%ぐらいまでになっていわゆる収入階層からくるニーズ、今全体の住宅の中で十二、三%ぐらいというふうに公営住宅の占める割合はあるのですけれども、そういう角度からの公営住宅の必要数というのは所得の階層から見るニーズみたいのを分析をされておられたことがあるのかどうかお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

あと、最後のほうのページに、いつも基本的なことではあるのですが、6章、68ページに計画の実現を目指してということで、市民の役割、責任とまでいかなくても役割だとか、民間事業者あるいは名寄市のそれぞれ役割があるのですが、私の感覚的には名寄市だから特に建設にかかわる業者さんは地元優先ということですが、実際にはマンションや住宅も含めて五分五分から6.5から3.5ぐらいの比重で非常に押されぎみ、地元が押されぎみの傾向のデータが出ているのですが、いわゆる市外業者に対してももちろん一定のこの計画に対する拘束、規制みたいのが当然想定をされての話ではないのかなというふうに思っているのですが、市民、業界、あるいは市の役割、責任みたいなのをどれだけ本当に対市民に対して、対業者、市内、市外問わず一定の理解を求めてこの計画の遂行に向けた協力が得られるのかどうかという、市場の問題もありますから、それについても少しお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 私のほうからまず1つ目の住宅マスタープラン、平成19年策定以降この5年間における検証あるいは実績等についてちょっと御説明させていただきます。

平成19年に策定以後につきましては、まず所管としてのこれまでの間で実施してきたことについて御説明いたしますが、この間につきましては平成20年には耐震改修促進法というのが国の法律が成立いたしまして、いわゆる名寄市の促進計

画もそれに合わせて策定してまいりました。住宅マスタープランの中でも説明、触れておりますが、耐震化、耐震改修につきましては平成23年から広報、インターネット等を通じてPRは続けておりますが、現実のところは名寄市の地域性といえますか、地震が多発地域ではないこともあるのかと思っておりますが、いまだに耐震診断あるいは耐震改修、国の補助を使つての実施はございません。それから、その後に策定いたしました名寄市公営住宅等長寿命化計画におきましては、これにつきましてはもう既に御存じかと思っておりますが、北斗、新北斗におきまして平成22年から公営住宅を整備してきているところでございまして、実施内容につきましては予定どおりと考えております。また、本年からでございますが、先ほど申し上げた長寿命化計画に基づくノースタウンなよろ団地の4棟90戸につきましては、本年度から他団地と交互にでございますが、外壁改修あるいは防水改修等予定どおり計画を実施してまいりたいと考えております。

また、別の視点からでございますが、前期5カ年におきましてはどのような検証を加えたかということでございますが、これまでの人口、世帯数、住宅や居住環境の状況、地域の特徴など、社会情勢を考慮してまちづくりにかかわる動向を把握した上で現在抱えている問題や将来予想される問題を明らかにしながら、国、道の上位計画や統計データ等あらゆる入手できる情報につきまして現行計画と矛盾がないかどうかをチェックしながら、庁内検討部会を立ち上げてこの間総合計画との整合性も含めて検討してきたところでございます。

また、PFIにつきましては、確かに表の中にはメリット、デメリット触れておりますが、正直なところこれまでの間につきましては直営ということが基本でしたので、今後の5年間においてあくまでもPFIにつきましては……

（「PFIじゃなくて指定管理」と呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 失礼しました。指定

管理の課題ということでよろしいでしょうか。指定管理につきましては、先ほどちょっと佐藤議員のほうで御説明いたしましたが、現在道営住宅では地元の建設会社が指定管理を請け負っておりますが、この指定管理におきましてはただ受けられるということではなくて、当然資本金というのですか、資力、あるいは機動力、あるいは先ほども触れましたけれども、ノウハウ、そういうものがないとなかなか現実には市内の業者では現状ではちょっとハードルが高いのかなという思いはしております。たまたまその請け負っている業者につきましては、以前から民間の賃貸を管理している若干のノウハウがあったものですから、そういう意味では多少北海道、あるいは名寄市の住宅係との協議の中で知識を得た上で申請して合格しているというところがございます。ただ、現状といたしましては、それ以外の業者におきましてはまだ未知数でございます。やはり現実にはある程度資本金とノウハウがないとなかなか経験不足のままでは指定管理者を受けられないのではないかという判断をして、また北海道のチェックもかなり厳しいというふう聞いておりますので、そういう意味では担保されるものがないとなかなか指定管理は受けられないという状況ではないかというふうに判断しております。

それから、高齢化社会に向けてひとり住まいだとかというのは、先ほど高齢化社会になってきているということも御説明いたしましたが、ひとり住まいが確かに多くなってきている事実はあります。参考に言いますと、高齢化率でいいますと北斗あたりは世帯数の7割ぐらいが高齢化、65歳以上となっております。最高齢になるともっと上になるのですけれども、その中で実際には公営住宅法の中では収入分位というのがあります。収入分位というのは、基本的には無条件で公営住宅があいている場合入居できる階層というのは1階層から4階層までとなっております。この1階層から4階層までの上限というのが、年収にしますと

ほぼ190万円ぐらいのところまででございます。ただし、5階層、6階層につきましては裁量階層といいまして、条件によっては緩和措置がございますが、7階層以上は収入超過者ということになっております。当然公営住宅に入ってから収入超過者になった場合には割増し家賃が取られますが、現状としてはそういう状況でございます。収入から見ての必要戸数というのは、現状ではちょっと検証はしておりませんが、あくまでも市内の状況を見ますと市内の入居世帯の92%がこの収入分位でいいます4階層までの入居者となっております。残りが裁量階層、あるいは収入超過者ということになっているわけで、かなりの割合、ほとんど100に近いぐらいが低所得者ということでこちらは認識しております。現状では、あくまでも所得から見た入居戸数の設定というのはしておりませんし、その考えに基づきますとなかなか現状として間取りの問題だとか、あるいは規模の問題も含めて細部にわたって検討していかなければならないということもあつて、現状としてはちょっとまだ検証していない状況ですので、今後につきましては後期5カ年の中で改めて単身者の動向も含めて把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 最後の68ページの計画の実現を目指してというところでありますけれども、議員のほうから市外業者への規制もというお話が先ほどちらっとありましたけれども、決して市外の業者の規制ではなくて、ここ数年間の名寄市の住宅状況を見ますと、平成24年が市内が19戸で、市外は40戸ということになってございます。これらを含めまして、これからの住宅政策を含めまして、市民、業者、名寄市ということで連携をつくっていこうと。業者だけでどうこうということになりませんので、当然ながら市民の皆さんにも地元育成というものを含めまして、

住宅事情も含めまして連携して何とかやっという考えからのことですので、御理解願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今最後のほうの建設水道部長の関係は、私も画一的に市外の業者さんの規制をとということを前提にしたわけではないけれども、やっぱり地元優先というところの心構えというのは認識は同じだというふうに思っていますから、危機的な状況、いわゆる市内、市外の、三十数%ぐらいから60、6割、四分六を超えているのです、もう。そういう面で行くと、市内業者にもっと頑張ってもらいたいという檄を飛ばしながらもやっぱり一定の政策、施策がそこに伴わないと対市民やら対業界も含めてだけれども、なよろっばい家だとかいろいろそれぞれ皆さん努力はいただいているのだけれども、数字的には落ちる傾向にずっとあるということからすると、市民の役割、業界の役割、市の役割というところあたりが机上で書いた作文に終わるのではないのかと。いわゆる実効を上げるためにどのような知恵、苦勞が伴っていくのかというのは物すごく重要なポイントだというふうに思っているものですから、あえてそこを聞いたわけです。この業者というのは、市外からもし仮に来られてやってもやっぱり名寄市の計画について、住マプランについてしっかり理解を求めていくというのが大前提になるという理解でよろしいのでしょうか、地元に対してはまたもっと競り勝っていけるような施策展開みたいなのがないと実際にはない袖は振れないということではないのかなというふうに思っていますから、作文で形に残すということはもう少し意識したものが欲しかったなという感じがするもので、あえて触れさせていただきました。

それで、指定管理の関係は、資金的なものを市が担保するという状況には当然ならないのでしょうかけれども、既存のノウハウを持った市内業者さん1社だけでということでもまたこれはいかな

ものかという、競争性や公平性も含めていくと手をつけていない。これから基本的には指定管理者を推進をしていくということが書かれていますから、育成も含めた精神がそこに入っているのかどうか、そういう受けとめ方でいいのか。平等に、あるいは画一的にすぐ何年でやるということばかりではないのでしょうかけれども、やっぱりそういう時期が来ないと育成、育っていかないと、機械的という話には当然ならない話で、別に直営がだめだということでも必ずしもないのですけれども、そこは民間の育成についての考え方も裏側には書いてあると。指定管理者についても検討、導入していくということを言い切っているわけだから、デメリットはいろいろあるけれどもという、メリット、デメリットトータルとして。ただ、一番やっぱり気をつけなければならぬのは、午前中の議会質問ではないですけれども、公契約問題や人件費をどれだけ抑えるかというところは、民間でやる場合のもうけがどのぐらい出るかということにかなり指定管理者の場合はウエートが、労務費部分が高いので、そこは十分慎重に検討した上で仮に実行に移すとすればやっぱり試行的なという感じになるのでしょうかけれども、もう少しその辺について深い意味のところを聞いておきたいのですけれども。

それと、ちょっとお答えなかったのですが、収入分位の関係、世帯で1人の人も4人の人も、あるいはこれから入りたいという人も含めてミスマッチがあるので、入れかえなんかも全国的に今条例や規則で、あるいは引越しの支援もしながらミスマッチをできるだけ解消していきたいということなのですけれども、私聞いたのは名寄の収入構造の中で、働いている人たちの、そこから分析をした公営住宅の比率、必要数、戸数が5年、10年、20年の中での分析経過はあるかどうかという、単なる世帯数のミスマッチではなくて、かなり周辺市町村の中でも、個人住宅、借家、借間、公営住宅、多少の違いはあるのでしょうか、

最終的にはそういう判断もしながら必要数というのは分析をされていろいろデータとしては出ていますけれども、そこら辺については今言ったことについてちょっとさっきお答えなかったの、分析されてきて載っていないのか、そこまで分析されていないということなのか、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

それと、ちょっと気になったのは、課題がまちづくりに関する課題で3点、住宅に関するものが4点の居住環境で3点ということで、これを施策体系に、34ページ、35ページの主な施策の右端にそれぞれ引かれていって実行していかなければならぬという、この計画重要な課題をやっていくという基本的な構えのもとにつくられていますから、本当にこれだけのことが国や道の施策に連動した形で実行していけるのかどうかというのは、国、道絡みなのですけども、かなり机上的な作文が多いのも事実のような気がしているのですけれども、さっき答えもいただけていませんが、単費でも何か特徴的なことをあえてやろうとしているのかということについての答え漏れがあるので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） まず、最初の指定管理に関することですが、確かに議員御指摘のように指定管理者、いわゆる資力がないとなかなか難しいのではないかというお答えはしましたが、今後につきましては本編の中でも触れておりますが、地元にはなよろっばい家づくりの会というNPO法人がございまして、私どものほうも常々ちょっと影が薄いのではないかとということで指摘しているところございまして、会合については業者間、十何団体含まれておりますが、会合はもう少し頻繁に開いてテーマを持ってもう少し市民にわかりやすい団体となるように努めてもらいたいということをお願いしているところでございます。ひいては、今申しあげました指定管理につきましても勉強会等、そういうものを活用し

ながら民間団体としても勉強会等含めて今後そういう準備ができるような格好に進めてもらうよう要望してまいりたいと考えております。

また、収入による分析でございますが、正直なところ収入による分析については公営住宅全体として分析はしていない状況でございますので、御理解願います。

また、重点施策の件でございますが、重点施策につきましても本編平成19年に策定したときから基本的には朱書きではございませんので、修正はいたしておりません。ただ、あくまでもやっぱりこちらといたしましては目標というものを定めて進めたいという思いもありまして、正直なところ全部できるのかと言われますとあれですけども、こちらといたしましては目標に向かって最善の努力をしていきたいという思いでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、ちょっと補強説明を申し上げます。それから、34ページ、35ページの主な施策の中で盛り込んでございますが、こちらといたしましては朱書きの部分では最大限努力して計画を達成していきたいと思っております。もちろん国や北海道の協議や、あるいは北海道との調整も必要になる場合、あるいは地元のコンセンサスも必要な場合もございまして、基本的にはこの施策を推進してまいりたいと考えております。

それから、市独自のものですが、現時点では市独自の計画、申しわけありませんが、盛り込んでいない状況でございます。失礼します。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 今答えに入っていないのは、改めて3回目に答えてもらえるのか。

この計画、住マスの見直しの計画に名寄市的には総合計画、新総合計画の後期計画があると。あと、いずれも単費の予定を構えるほどないので、結局は国の政策的な誘導がないとできないということなのでしょうけれども、要するにここに書いてある34ページ、35ページ、前段目標だと、

目標がないと前に進まないからということの言い方ではなくて、明らかにこれは総合計画とリンクをしなければだめな計画なので、そこは国の政策動向を見ていかなければならぬという括弧づきになりますけれども、構えとしてはやっぱりできないものを総花的に、コンサルや皆さんの知恵も含めて入っているのでしょうかけれども、かなり総花的だなという感じが拭えないので、総計の中の大枠の中としてのこれがあるとするれば、しっかり実効を高めて努力を求めておきたいと思います。

1点だけ、単費の予定全くないということなのですけれども、35ページ、これまでもあったのですけれども、まちなか居住の推進、一番上の借り上げ公営住宅について前からも予定を持っていながらも実際には形になっていないので、このぐらいは少し、耐震も国の予算わずかついて、それでも申し込みないと。要するに懐ぐあいなのです、皆さん。名寄が地震があるとかないとかという以前の問題で、今の状態しかないなところなのでしょうけれども、借り上げ毎回抽せんで入りたいところにはいつになっても何回も3回も5回もやっても入れないと。そういうニーズとのギャップに対する解消の手だてというのは、ある面では自分で見つけて、借り上げ住宅みたいなもの、一定の差額を市が持つというようなことを促進をしていかないと。そして、これからどんどん、どんどん建てかえに伴って政策的な空き家を1割以上設けていかなければならぬということですし、トータルとしては公営住宅減らしているわけだから、どんどん、どんどん。それをカバーリングしていくのは、やっぱり民間の住宅をどう生かすかということだと思っておりますけれども、せめてこのぐらいはしっかり実効を高めて、公営住宅の入居がなかなか3回も5回やっても、抽せん2回引いても当たらないと、嫌気差すという声は私もよく聞くのですけれども、この辺についての最終的な考え方についてを求めて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 借り上げ公営住宅につきまして、改めて御説明したいと思います。

議員御指摘のように、確かに平成19年に策定した本編の中に借り上げ公営住宅が盛り込まれていることは事実でございます。ただし、この5年間で正直なところその検証が足らなかったという意味では、今後5年間の中でしっかりこの借り上げ公営住宅だけではなくて、借り上げ公営住宅、あるいは買い取り公営住宅、直営も含めて総体的に結局名寄市の中でどういうやり方が一番名寄市にふさわしいかということをしつかり検証した上で、今後5年間の中で結果を出していきたいと考えております。

それから……

（何事か呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 改めて5年間の中で形にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 冒頭正誤表が出てきたのですけれども、そのほかにもちよっと間違いがあるのではないかと思うのですけれども、37ページの借上げ住宅のデメリットの1行目ということでげが入っているのですけれども、その2段目の丸ぼつのところもげが入っていない、それから3番目の丸ぼつ、借上期間トータル、ここの2カ所にもげが入っていないということで、これは間違いですよ。

それと、ついでと言っはなんですけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、その前の36ページなのですけれども、コンパクトで暮らしやすいまちづくりということで、まちを管理する費用やエネルギーを効率的に使用するために町中の空洞化したところに人を寄せてくるという意味だと思っておりますけれども、町中に人を寄せることによって行政経費がなぜ安くなるのかもちょっとわからないのですけれども、お聞きしたいと思います。

す。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 37ページのデメリット欄、黒ぼち2つ目、借上につきましては、これは借上と期間とを合成したこちらのほうとしては熟語といいますか、1つの文体を形成しているものだという判断で、その上の借上げ費のところには平仮名のげを入れたことにつきましてはほかのページの文面との整合から借上げ費として統一したもので……

（「一番下にげが入っている」と呼ぶ者あり）

○建築課長（中野 博君） 申しわけありません。こちらの勘違いでございます。訂正いたします。

それと、コンパクトな暮らしやすいまちづくりの表現でございますが、人口減少を踏まえてまちを管理する費用やエネルギーを効率的、効果的に使用し、まちという部分でよろしいですね。どういうふうに効率的になるのかということでございますが、これは官民間わずまちづくりの中でまちをコンパクトにまとめていくということはエネルギーの面でも、それから行政面でも要するにコストが削減できるという考えでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと待ってください。

ここで一たん暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時58分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 申しわけありません。37ページの借上げについては、デメリットのところで下から1つ目が借上げとなってげがついておりますので、下から2つ目、3つ目の借上につきましてはげをつけさせていただきたいと思っております。後ほど正誤表を出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。申しわけありません。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

今長内建設水道部長から修正がありましたので、それを了解として、正誤表については後ほど正誤表の訂正をさせていただきたいと思っております。

再質問をお願いします。

日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 正誤表についてはわかりました。

先ほどコンパクトなまちづくりの中で小さくまとめたら、それが具体的にどういう部分で経費がかからなくなるのかという部分がわからないのです。そこをちょっと教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） まちを管理する費用やエネルギーをとる部分であると思っておりますけれども、ここにつきましては都市機能を町場に集約することによってコストが削減されると。1つに集中することによってエネルギーも含めて全てにおいて削減されると、そういう観点からここでは記載をしてございますけれども、コストが削減が図られ、また住宅の再整備も含めてそこで集約をすると、そういうことでエネルギー効果についても削減ができるということであっております。あくまでも都市機能の集約ということで考えていただければいいと思っております。分散してエネルギーを使うより、1つにまとめて建物に使ったほうがコスト削減になる、そういうことであります。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） エネルギーでしたら、例えば農村部でも一軒家はそれなりの電気代だとかかかりますよね。例えば農家で離農した人がまちに来たら、当然来た人は買い物に近いですから、車の燃料代とかそういった部分は削減にな

るけれども、行政サイドから見たときにそれが例えば町外れにしようが町中にしようが行政的なコストが削減されるとは思えないのですけれども、その辺の解釈をどうしたらいいのかということを知りたいのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） コンパクトということで、先ほど都市機能と言いましたけれども、要するに町中にコンパクトなまちをつくるということは結局今日根野議員が言われましたけれども、遠くから出てくるよりは移動経費はかからなくて済むと思いますし、それに伴う町場での買い物等についても交通機関、あるいはバスだとか、そういうものも含めて移動の経費はかからなくなるわけですから、そういう意味ではエネルギーがカットできるという考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 今言っているのは、移っていく人の立場ですよ。だから、行政サイドから見てどういうふうに経費が削減されるという部分で、これでは行政サイドから見た考え方で書いているわけですよ。移っていく人は、当然町中へ移れば買い物行くのにも燃料代もかからないし、そういう部分では経費が削減になるけれども、行政サイドから見たときには別にどこにしようが行政経費は、例えば町外れの本当に一軒家で、そこがなくなったらそこまで除雪行かなくていいというところであれば、それは理解できるけれども、そういう部分で聞いているのですけれども、これが最後だと思うので。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） お答えをさせていただきますが、日根野議員おっしゃるとお

り、行政サイドから見たコンパクトなまちづくりという観点は御指摘のとおりだというふうに思っております。コンパクトにすることによって少なくともライフラインにかかわるものについては維持費、それから老朽化したものを修繕するにしても基本的に経費的には安く済むのではないかとということも含めて行政サイドから見たときに、そういうコンパクトシティという概念を持っているというふうに御理解をいただければというふうに思うのでありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 追加答弁ありますか。

長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 済みません。今副市長がお話しして私がお話ししたら、大変失礼な話なのですけれども、細かく言いますと1つに集約することによって1つは行政としては除雪費ですとか、それから道路の整備ですとか、そういった部分も含めるとエネルギー的には安くなると、そういう考え方があります。

○議長（黒井 徹議員） 植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 何点かお聞きしたいのですけれども、私の町内会も団地、東光と、それから緑丘第1団地あるのですけれども、うちの町内会もコミュニティー関係、コミュニティーの形成含めて若い人からお年寄り関係も本当にうまく軌道に乗ってはいるのですけれども、そして今この要旨にもございますけれども、去年からふれあいサロンですとか、これをやられる方というか、お年寄りの関係の人らも月に2回ぐらいですか、集まっているいろいろ模索しながらやっていくのですけれども、ただ、今この団地構成含めてうちのところ今ちょっと数字的にやぶさかでないのですけれども、持ち家と、それから市営住宅の入居されているその協働の関係なのです。やっぱり結構問題も出てくるのかなと思うのですけれども、今持ち家は大体37戸ぐらいで、あと入居されている方が113戸、大体150世帯なのですけれども、

それで300人ぐらいの形成になっているのですけれども、これから入居される方の、熊谷議員も言っていましたけれども、入居されるという心得含めてやっぱりもうちょっと入居される方にわかりやすく文書化させたほうがいいのかなと思っていますのです。

以前にちょっと入居心得見たら、余り詳しく出ていませんので、入居された方にお聞きしますと、電気料金の関係、これは東光なら東光に入っている方が北電との委託含めて皆さんその団地のところから集めて、そして払っているとか、それから除雪の問題、いわゆる雪庇している部分、入り口の雪庇している部分、これどこで雪を落とすのかとか、それから若い人らに言わせると、ちょっと遊ぶ遊具が足りないとか、それから集会所、今コミュニティーの交流施設の集会所のところ20台以上は駐車できるのですけれども、その除雪がなくなって、町内会でやればいいのかといえ、それはそうなのかもしれませんけれども、うちのほうでも業者を頼んでやっているとか、いろいろな細かいところ含めて環境整備、これはやっぱり私は大事な部分なのかなと思っています、そしてまた今度これ見ますと、長寿命化型というのですか、補修や何かの関係も含めて、うちのほうでいくと第1団地は30から31年の間に云々と言っていますけれども、やはり当初の部分では、今北斗団地のほうはちょっと別ですけれども、うちのところはあちら製というか、内地向きの関係でなかなか大変な……

○議長（黒井 徹議員） 植松議員、質疑をまとめて発言してください。

○7番（植松正一議員） はい。維持管理がかかるということなのですけれども、その辺の入居される方、そして私どもみんなでやるわけですけれども、その関係、私どもとの持ち家の関係、ですからその辺の絡みも行政としてはやはりしっかりとした町内会と打ち合わせをやるべきでないのかなと思っていますけれども、その辺はどうなので

しょうか。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 新たに公営住宅に入居される方のいわゆる心得ということでございますね。公営住宅につきましては、基本的に抽せんでございますが、抽せん当選された方につきましては契約の際に住宅係のほうで入居者の心得、あるいはマナーというものの冊子をお渡ししておりますし、当然先ほどちょっと触れておりました共益費、住宅内部以外の共益費の電気料金の取り扱いについてもその冊子の中でうたっております。それで、入居者につきましては、ごみ出しの問題も含めてルールを守るようにということで入居者のしおりの中でうたっております。

それから……それだけだったでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） うちのほうですから余り言えないのですけれども、問題は入居心得、今中野課長も言いましたけれども、やはり町内会、うちのばかりでなくてほかにも団地ありますから、そういうところと町内会の会長含めて、役員含めて、内容含めてちょっと検討する余地はいろいろあると思います。ですから、その辺は除雪の問題いろいろありますから、環境含めて、その辺もやっぱりこれからやるべきだと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 中野建築課長。

○建築課長（中野 博君） 今後につきましては、改めて適宜、企画課のほうでは町内会連合会も事務局を持っておりますので、必要に応じて情報提供、あるいは注意喚起等を含めて回覧とインターネット等利用できる場合には進めてまいりたいと

考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 意見書案第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、意見書案第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書、意見書案第3号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外2件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外2件は原案のとおり

可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 2時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 山 口 祐 司